

松江市特別支援教育推進計画

(2023~2025)



令和5年3月

松江市教育委員会
(発達・教育相談支援センター「エスコ」)

はじめに

松江市では平成23年4月、教育・保健・福祉・医療等が一体となった早期からの切れ目のない発達・教育相談支援体制の構築をめざし、市保健福祉総合センター内に教育委員会の組織として「発達・教育相談支援センター（愛称：エスコ）」（以下「エスコ」という。）を開設し、これまで12年に及ぶ発達・教育支援の実績を積み重ねてまいりました。

この間、乳幼児健康診査等における保健部局との協力連携や、子どもたちが所属している園や学校等と情報連携を密にした巡回相談の実施体制が定着するとともに、幼児療育の場の拡充など、特に早期からのきめ細かな相談支援体制を充実させることで就学へのスムーズな接続に取り組むことができました。こうした取組を教育委員会が主体となって行っている自治体は少なく先進的な取組であったことから、北は北海道美瑛町や青森県八戸市、南は沖縄県沖縄市や鹿児島県いちき串木野市など、センター開設以来、百を超える県内外自治体から視察をいただいております。このことからエスコの取組に対する内外の評価は大変高いものがあると感じております。

近年、子どもたちを取り巻く社会経済・教育環境はめまぐるしく変化し、各々の家庭における生活様式や価値観の多様化なども相まって、特に保育や学校の現場では集団での生活や学習になじめない子どもたちの数が増加してまいりました。

さらに、障がいに関する国内の法令等の整備が進み、障がいの有無に関わらず誰もがその力を発揮し、共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きることができる共生社会の実現が求められる時代となりました。

そこで、こうした時代の変化を踏まえ、これまでの12年に及ぶ「エスコ」の取組を検証し、将来を見据えた新たな目標を掲げて特別支援教育の各種施策のアップデートを行うため、「松江市特別支援教育推進計画（2023～2025）」を策定することといたしました。

第Ⅰ章にはこれまでの「エスコ」の相談実績と児童生徒の現状について、続く第Ⅱ章には、令和3年度までの「エスコ」の取組を開設時の6つの柱（指針）ごとに整理し、成果と課題を取りまとめました。そして第Ⅲ章では、こうした現状や課題を踏まえ、外部委員をはじめとする関係者からいただきました多面的な意見を反映させながら、令和11年度を見据えた特別支援教育の推進の3つの方針と具体的な施策をとりまとめたところです。

この度の「松江市特別支援教育推進計画（2023～2025）」の策定は、市民の皆さまにとっても「エスコ」の取組をご理解いただく手法の一つであると同時に、私ども教育委員会にとりましても、これまでの取組内容を振り返り、改善を加え、令和の時代に求められる特別支援教育推進に向けた道標となるものと考えております。

今後も社会情勢や教育行政を取り巻く状況の変化、動向を不断に見極めながら、教育・保健・福祉・医療等が一体となった切れ目のない支援体制の構築と、共生社会の形成の基礎としての特別支援教育をめざしてまいりたいと考えています。

令和5年3月

松江市教育委員会 教育長 藤原 亮彦

はじめに

第Ⅰ章 「エスコ」の相談実績と特別な支援を必要とする児童生徒の現状	1
1 開設の経緯	2
2 取組の6つの柱	3
3 職員体制	4
4 相談の実績	6
(1) 相談の概要	
(2) 現状からみえること	
5 児童生徒の現状	7
(1) 通常の学級	
(2) 特別支援学級	
(3) 学びの場の決定の状況	
(4) 現状からみえること	
第Ⅱ章 6つの柱における成果と課題	11
1 教育・保健・福祉・医療等が連携した、乳幼児期から一体的で一貫した支援体制の充実	12
(1) 保健（子育て）との連携	
(2) 福祉との連携	
(3) 医療との連携	
(4) 教育との連携	
2 早期の気づきと支援体制の充実	20
(1) 乳幼児健康診査等	
(2) 保護者への理解・啓発	
(3) 気づきに基づく早期支援	
(4) 成果と課題	

3	保育所（園）・幼稚（保）園、小学校・中学校・義務教育学校のそれぞれのステージにおける支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(1) 「エスコ」の相談	
	(2) 保育所（園）・幼稚（保）園に所属する幼児への支援体制	
	(3) 小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒への支援	
	(4) 成果と課題	
4	個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と保幼小中の円滑な移行のための情報の共有化・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	(1) 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用	
	(2) 保育所（園）・幼稚（保）園と、小・中・義務教育学校の円滑な移行と就学指導	
	(3) サポートファイル「だんだん」	
	(4) 成果と課題	
5	中学校卒業後の対応と青年期への円滑な移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	(1) 特別支援学校高等部への進路	
	(2) 中学校卒業後から青年期への支援体制	
	(3) 松江市立皆美が丘女子高等学校との連携	
	(4) 成果と課題	
6	支援者の障がい理解促進と資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(1) テーマ研修	
	(2) その他の研修	
	(3) 特別支援教育推進のためのガイドライン等作成	
	(4) 特別支援教育の推進に関する実践研究協力校	
	(5) 支援者の障がい理解促進と資質向上	
	(6) 成果と課題	

第Ⅲ章 今後の方針と具体的施策	41
1 本市の上位計画との関連	43
2 めざすべきテーマ	44
3 6つの柱を3つの方針へ集約	45
(1) 課題の整理	
(2) 3つの方針	
(3) 6つの柱から3つの方針への体系図	
4 具体的な施策（令和5年度～令和7年度）	50
(1) 異なる専門性（教育・保健・福祉・医療）の高度な連携【連携強化】	
(2) 選択可能な学びの場や支援体制の整備の充実【支援拡充】	
(3) まわりの大人の子ども理解力の向上と共生社会意識の醸成【意識転換】	
5 具体的な施策の評価指標	56

おわりに

本文中で使用する言葉について

「子ども」 → 幼児と児童生徒

「幼児」 → 就学前の子ども

「児童」 → 小学校・義務教育学校前期課程に在籍する子ども

「児童生徒」 → 小学校・中学校・義務教育学校に在籍する子ども

「生徒」 → 中学校・義務教育学校後期課程、高等学校（部）に在籍する子ども

保育所（園）・幼稚（保）園 = 幼稚園・保育所等 = 在籍園

小・中・義務教育学校 = 小・中学校（義務教育学校含む） = 小・中学校

所属所 = 保育所（園）・幼稚（保）園、市立小・中・義務教育学校、市立高等学校

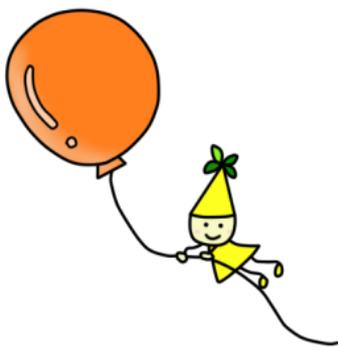
「乳幼児健診」 → 乳幼児健康診査

「乳幼児健診等」 → 乳幼児健診 + 発達健康相談（発達クリニック）

「3歳児健診」 → 3歳児健康診査

「5歳児健診」 → 5歳児健康診査

「就学時健診」 → 就学時健康診断



エスコマスコット

「えすこちゃん」

第 I 章

「エスコ」の相談実績と

特別な支援を必要とする児童生徒の現状



愛称「エスコ」は、出雲弁で“いい具合に”という意味で、子どもたちの日常生活や将来が、いい具合に進むようにという願いが込められています。

1 開設の経緯

国における障がいのある子どもの教育制度については、昭和 22 年 3 月に公布された学校教育法において「特殊教育」が学校教育の一環をなすものとして規定され、その教育施策の充実が図られてきました。そして、昭和 54 年 4 月には養護学校が義務化されたことにより、全ての子どもの教育が義務教育となりました。その後、平成 5 年 4 月には通級による指導が制度化され、さらに平成 11 年 7 月には「学習障がいに関する調査研究協力者会議」からの報告により、学習障がいの定義や判断基準、指導の方法が示されました。こうした経緯を経て、平成 13 年 1 月、文部科学省の特殊教育課が「特別支援教育課」と名称変更され、「特別支援教育」という用語が組織名として初めて使用されました。

松江市においては、平成 13 年 4 月に県に先駆けて学校教育課の内室として「特別支援教室」を新たに設置しました。これは、通常の学級に在籍する学習障がい等の特別な教育的支援を必要とする子どもの教育への課題意識の高まりや、早期からの教育的支援の必要性などに対応したものです。この組織改編は全国的にも先進的なことでありました。また、特別支援学級に在籍する子どものみならず、通常の学級においても支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、その実態も多様化する傾向にあったことから、より早期の気づきやスムーズな就学に向けて相談支援体制を充実させる必要性も高まってきました。

こうした中、平成 19 年 4 月施行の改正学校教育法により「特殊教育」は、名実ともに「特別支援教育」へ転換しました。この状況を踏まえて本市は、平成 21 年 4 月に学校教育課の内室を「特別支援教育課」へ格上げし、さらに、早期から教育・保健・福祉・医療等が一体となり、乳幼児期から青年期までの一貫した相談や支援を行うことをめざし、平成 23 年 4 月に発達や教育の相談支援の拠点として、松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」を乳幼児健康診査の行われる保健福祉総合センター内に開設し、本市における特別支援教育の推進体制のさらなる充実を図ることとしました。



2 取組の6つの柱

開設にあたり、保育所（園）・幼稚（保）園、小・中・義務教育学校において、特別な支援の必要な子どもの一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた早期からの一貫した支援を充実させることが重要と考え、以下の6つの柱をもとに、特別支援教育の推進及び充実をめざし取り組むこととしました。

（1）教育・保健・福祉・医療が連携した乳幼児期から一体的で一貫した支援体制の充実

これまでの関係機関の連携による支援を一步進め、教育・保健・福祉・医療が一体となり、乳幼児期から一貫した支援をコーディネートする新たな体制を構築する。

（2）早期の気づきと支援体制の充実

発達上何らかのつまずきのある子どもに対しては、保護者をはじめとしたその子どもに関わる大人の早期からの気づきが大切であり、乳幼児健診体制への協力や幼稚園・保育所等への巡回相談の取組を強化する。併せて、特別支援幼児教室やエスコ療育の早期支援の場を拡充する。

（3）保育所（園）・幼稚（保）園、小・中・義務教育学校のそれぞれのステージにおける支援の充実

子どもたちが日常暮らしている保育所（園）・幼稚（保）園、小・中・義務教育学校の支援を充実させることは、最も重要な要素である。そのために、実態把握から具体的支援を計画的に行うための校内外支援体制の構築をめざし、巡回によるそれぞれのステージへの専門的な指導助言や物的・人的環境の整備を充実する。

（4）個別の指導計画等の作成・活用と保幼小中の円滑な移行のための情報の共有化

特別な支援を必要とする子どもには、早期からの計画的できめ細かな指導や支援が不可欠である。所属所における個別の指導計画等の作成及び利活用の促進を図るとともに、支援に関わる必要な情報を共有し、切れ目なく引き継ぐための仕組みを整備する。

（5）中学校卒業後の対応と青年期への円滑な移行

発達障がい等のある生徒たちの、将来の生活の充実をめざした進学や就労に向け、義務教育段階までの関係機関、高等学校、特別支援学校、発達障がい者支援センター、若者への相談支援機関、労働関係機関、事業所等とよりよい連携を図ることができる体制を構築する。

（6）支援者の障がい理解促進と資質向上

発達障がいを含め、障がいのある子どもに関わるすべての教職員や保育士等に対し、子ども理解と気持ちに寄り添った支援等の研修を充実させ、将来の自立と社会参加につながる「生きる力を伸ばす応援隊」としての資質向上を図る。

6つの柱の関連性のイメージについて、図I-1に示します。

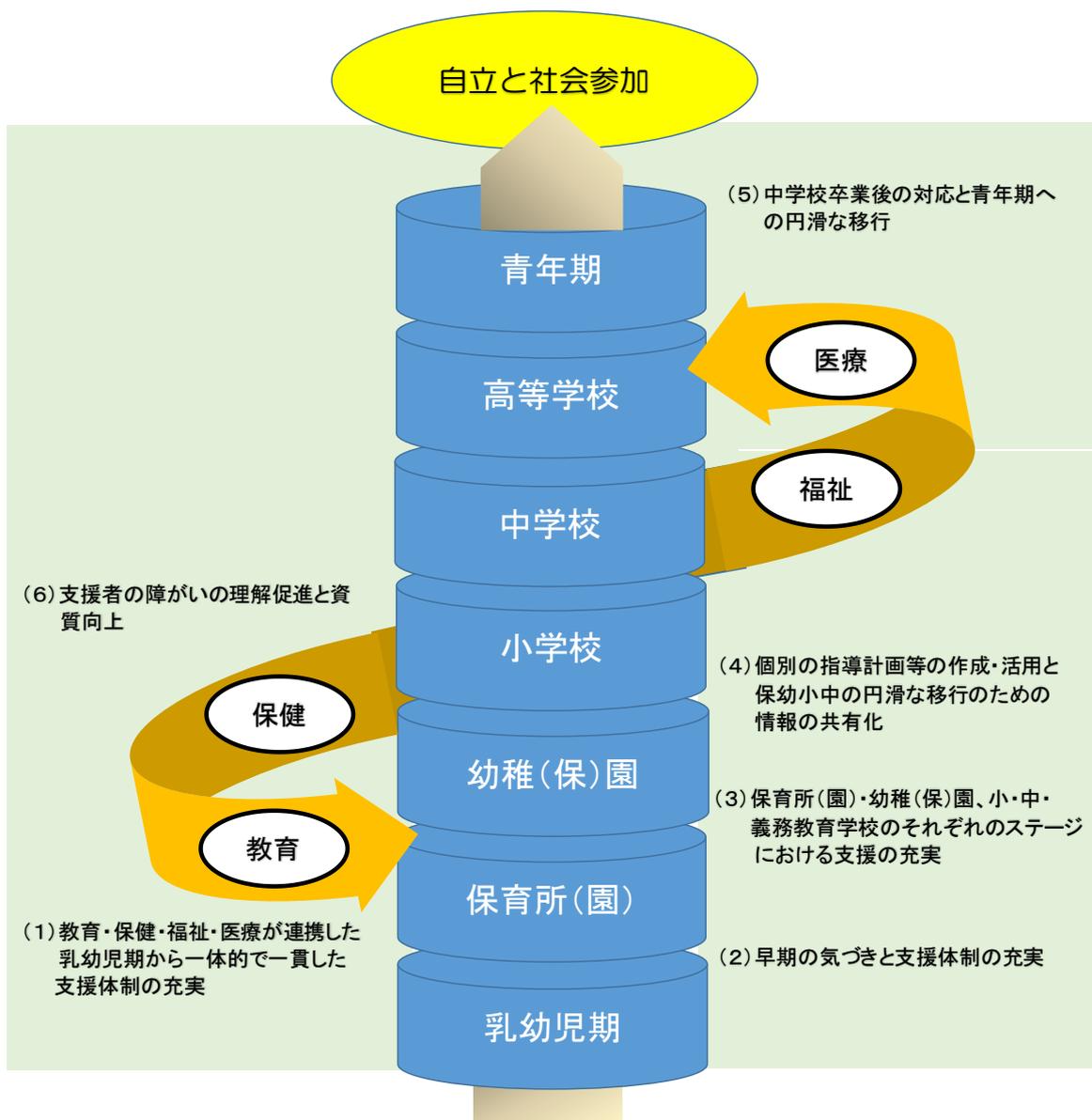


図 I-1 6つの柱の関連イメージ

3 職員体制

上記の6つの柱の推進をめざし、それまでに松江市で培われた相談支援体制等を基盤に、次のような考え方で「エスコ」の職員体制を整えました。

- ・乳幼児健康診査体制との連携を図り、乳幼児期からの情報をつなぎ、発達障がい等を中心とした療育等を実施します。
- ・早期から保護者の思いに寄り添いながら、市町村教育委員会業務である就学支援を丁寧に進めます。
- ・エスコ職員が幼稚園・保育所等に出向き、教育の視点から子どもを捉え、関わりの助言及び学校への円滑な移行を促し、小・中・義務教育学校における支援の充実を図ります。

- ・教育・保健・福祉・医療等との連携を確実に図ることができるように、必要に応じて教育・心理・医療等の専門職の配置などにより専門的な相談・支援が推進されるよう配慮します。

上記の考え方のもと、開設当初から今日まで、職種や人数バランスの変更はあったものの表 I-1 に示す 22 人体制で相談業務を中心に運営にあたってきました。

表 I-1 令和 4 年度エスコ職員体制表

職 人等	平成23年度	平成27年度	令和4年度	主 な 担 当 業 務
所 長	1人	1人	1人	発達・教育相談支援センターの責任者
特 別 支 援 教 育 係 6人				
小・中担当 指導主事	2人	2人	2人	就学相談や特別支援学級に在籍する児童生徒の相談 特別支援学級の在籍異動や特別支援学校転入学の相談 など
教育指導講師 (会計年度任用職員)	2人	1人	2人	特別支援学級に在籍する児童生徒の相談 特別支援学級の在籍異動の相談 など
事務職員 (内 1人会計年度任用 職員)	2人	2人	2人	発達・教育相談支援センターの庶務全般 特別支援学級の備品、消耗品に関する庶務 など
相 談 支 援 係 15人				
小・中担当 指導主事	2人	2人	2人	通常の学級に在籍する児童生徒の専門巡回相談や就学 相談 特別支援教育に関する研修全般 など
幼児担当 指導主事・ 教育専門員	3人	4人	4人	幼児の専門巡回相談や就学相談 幼稚園・保育所等における特別支援教育の推進 エスコ療育や特別支援幼児教室利用の相談 3歳児・5歳児健康診査における連携 など
臨床心理士・ 言語聴覚士 (会計年度任用職員)	4人	4人	3人	幼児児童生徒の心理検査 子育て支援講座や保護者相談 3歳児・5歳児健康診査及び発達健康相談 幼児児童生徒の言語相談 など
発達相談員 (会計年度任用職員)	2人	2人	2人	発達の気になる幼児や児童生徒の保護者等相談 電話や来所に応じるエスコ相談 など
療育指導員 (会計年度任用職員)	4人	4人	4人	エスコ療育での幼児指導 保護者支援及び在籍園担当者との情報連携 など

4 相談の実績

(1) 相談の概要

「エスコ」の相談対象は、松江市在住、または松江市内の保育所（園）・幼稚（保）園、松江市立小・中・義務教育学校及び皆美が丘女子高等学校（以下、所属所）に在籍する発達の課題やそれに応じた教育的支援ニーズのある乳幼児児童生徒とその保護者、及び所属所等の関係者です。また、相談方法は、対象となる子どもが日常過ごしている所属所へ巡回することを中心に体制構築を図ってきました。

以下、電話、来所、巡回、療育等すべての相談件数の推移を表 I-2 に示します。

表 I-2 年度ごとの全相談件数の推移 (単位：件)

	幼 児		小学生		中学生		高校生	成人	合 計
	～4歳	5歳	通常	特学	通常	特学			
H23	711	536	475	41	106	21	122	59	2,071
	1,247		516		127		181		
H24	945	984	621	121	244	48	78	83	3,124
	1,929		742		292		161		
H25	1,319	834	613	107	322	58	72	50	3,375
	2,153		720		380		122		
H26	1,392	1,378	635	85	273	38	16	35	3,852
	2,770		720		311		51		
H27	1,463	1,465	824	79	374	42	22	12	4,281
	2,928		903		416		34		
H28	1,480	1,803	776	121	322	61	19	19	4,601
	3,283		897		383		38		
H29	1,242	1,649	941	120	213	77	12	14	4,268
	2,891		1,061		290		26		
H30	969	1,576	933	143	182	45	3	4	3,855
	2,545		1,076		227		7		
R1	1,036	1,602	1,127	160	182	58	8	3	4,176
	2,638		1,287		240		11		
R2	950	1,300	1,038	303	155	72	3	1	3,822
	2,250		1,341		227		4		
R3	832	1,241	1,146	273	171	43	2	3	3,711
	2,073		1,419		214		5		

(2) 現状からみえること

「エスコ」が開設し、乳幼児健康診査への協力や所属所への巡回相談が強化され、子どもの発達上の課題に対する気づきは大きく促されました。また、乳幼児健康診査の行われる建物内にあることで、保護者にとって相談がしやすい環境となったと捉えています。

反面、所属所からは、子どもの言動で気になることがあると、すぐに「エスコ」へつなぐという動きが必要以上に助長されたことは、課題の一つとして捉えています。また、近年の相談件数が 4,000 件前後で推移している状況は、現人数体制での相談業務が飽和状態にあることが大きな要因であり、近年、高校生以上の相談は、他の関係機関につなぐ機能に留まっています。今後、業務の再点検やデジタル利用の効率化を図るとともに、今後の相談体制の充実に向け、人員体制の拡充や組織再編の検討が必要であると考えています。

5 児童生徒の現状

この11年間、小学校（義務教育学校前期課程含む）・中学校（義務教育学校後期課程含む）において、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加しており、それは通常の学級でも特別支援学級でも同様です。「エスコ」開設以来、松江市における特別な支援を必要とする児童生徒の推移については以下のとおりです。

（1）通常の学級

①特別な支援を必要とする児童生徒数の推移

平成24年度の文部科学省の調査においては、小・中学校の通常の学級に6.5%の割合で発達障がい等の可能性のある児童生徒が在籍しているという結果が出ていました。また、10年ぶりに実施された令和3年度の同調査では、8.8%という速報値が示されました。

同様の調査結果として、本市では以下のような推移を示しています。

表 I-3 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の割合（単位：%）

要支援割合	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	7.1	8.1	7.7	8.3	8.9	9.6	11.0	11.5	12.1	12.2	12.4
中学校	4.2	5.4	5.6	7.2	6.8	6.9	7.6	10.1	11.9	10.5	9.5
合計	6.1	7.2	7.0	7.9	8.2	8.7	10.0	11.1	12.0	11.6	11.5

また、本市の発達障がい等の医療診断がある児童生徒は以下のような割合で推移しています。

表 I-4 通常の学級に在籍する発達障がい等の診断がある児童生徒の割合（単位：%）

診断有割合	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	0.9	1.0	1.2	1.2	1.2	1.4	1.5	1.9	2.1	2.1	2.1
中学校	0.9	1.2	1.1	1.2	1.3	1.8	1.8	2.0	2.1	2.1	2.0
合計	0.9	1.1	1.1	1.2	1.3	1.6	1.6	1.9	2.1	2.1	2.1

表 I-3 と表 I-4 からは、医療診断の有無に関わらず、特別な支援を必要としている児童生徒は増加していることがわかります。

②通級による指導を利用する児童生徒数の推移

通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒の割合は、本市も含め全国的に増加しています。

本市では、同様の仕組みを早くから幼児教育にも取り入れ支援の充実を図ってきました。

また、この通級による指導は、平成30年度からは、本県立高等学校でも開始となりました。

令和3年度文部科学省の新しい時代の特別支援教育のあり方に関する有識者会議においては、自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備や、通級による指導等の多様で柔軟な学びの場のあり方の更なる検討が重点項目として示されており、今後益々通級による指導は重要視され、拡充の方向にあると捉えています。

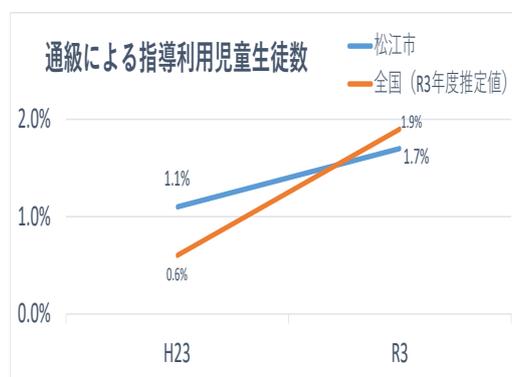


図 I-2 通級による指導利用児童生徒数割合

(2) 特別支援学級

①在籍児童生徒数の推移

図 I-3 にあるように、本市においては、「エスコ」開設当初の平成 23 年度の特別支援学級在籍児童生徒数の割合は 1.8%(306 人)、島根県では 1.8%(1,052 人)、全国では 1.5% (15.5 万人) でした。

それから 11 年が経ち、令和 3 年度の同割合は、本市においては、3.1% (485 人)、島根県では 3.4% (1,779)、全国では 3.4% (32.6 万人) と全国的に大幅に増加しました。

令和 4 年度、本市の特別支援学級在籍児童生徒は、3.3% (519 人) と増加は続いています。

増加の傾向は、図 I-4 にある 20~30 万の人口規模の 6 市との同データを比較してみても、いずれの市においても増加傾向にあります。

また、障がい種別ごとの在籍人数を平成 23 年度と令和 4 年度で比較してみると、P16 表 II-3 のとおり自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍児童生徒数の急増が顕著であり、これも全国的な傾向です。

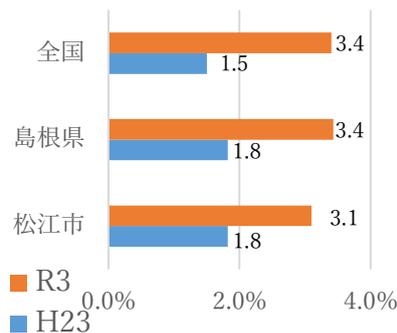


図 I-3 特別支援学級児童生徒在籍数の割合

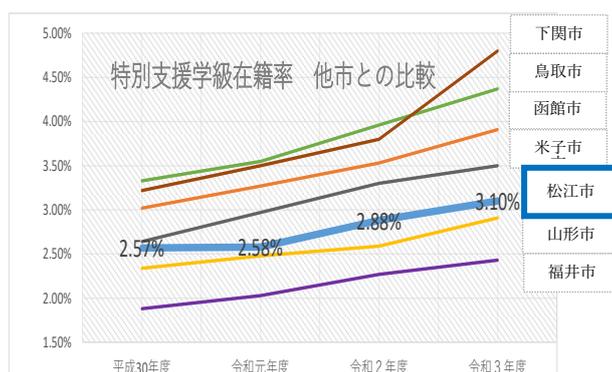


図 I-4 特別支援学級の在籍率 (他市比較)

②学級種別ごとの在籍人数 (割合) と学級数

併せて、特別支援学級数も増加しており、本市では令和 4 年度には 146 学級となり、全学級数 699 学級に占める割合は 20.9% になります。

また、1 クラスに 5 人以上在籍する多人数学級も 36.9% と増えており、近年大規模校では特別支援学級が 6 クラス、あるいは同じ種別の学級が 3 クラスある学校もあります。

特に、P16 表 II-3 のとおり、急増する集団参加やコミュニケーションに課題のある自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍児童生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応えるためには、校内支援体制や教育環境の整備をさらに拡充・充実させる必要があると考えています。

表 I-5 特別支援学級障がい種別在籍人数と割合

特別支援学級の種別	平成 23 年度	令和 4 年度
知的障がい	169 人(55.2%)	177 人(34.1%)
肢体不自由	6 人(2.0%)	14 人(2.7%)
病弱・身体虚弱	11 人(3.6%)	10 人(1.9%)
弱視	1 人(0.3%)	4 人(0.8%)
難聴	5 人(1.6%)	7 人(1.3%)
自閉症・情緒障がい	114 人(37.3%)	307 人(59.2%)
合計	306 人	519 人

表 I-6 1 クラスあたりの在籍人数別の学級数

令和 4 年度の状況			
在籍数	学級数	在籍数	学級数
8 人在籍	9	4 人在籍	13
7 人在籍	16	3 人在籍	14
6 人在籍	11	2 人在籍	20
5 人在籍	18	1 人在籍	45
小計	54	小計	92
合計 146 学級			

(3) 学びの場の決定の状況

障がいのある幼児児童生徒の教育の内容や就学の場を検討するために、松江市では特別支援教育就学審議会を設置しています。(松江市特別支援教育就学審議会条例：市条例 131 号)
この審議会は、事務局であるエスコ職員以外に、医師、学識経験者、教育関係者、福祉関係者、保護者代表者、専門調査員計 21 人で構成しています。本審議会の判断結果により、事務局と所属所が連携しながら、保護者と合意形成を図り、適切な就学につないでいます。

①就学審議会での審議件数の推移

表 I-7 松江市特別支援教育就学審議会での審議件数の推移 (単位：件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼児	39	43	41	53	68	66	66	53	58	64	53
児童	55	86	83	70	98	84	89	79	96	120	134
生徒	19	11	10	12	15	11	13	11	13	12	16
合計	113	140	134	135	181	161	168	143	167	196	203

〈傾向〉：審議件数は年々増加傾向にあります。特に児童（小学生）の増加率が高く、令和 3 年度は平成 23 年度と比べ約 2.4 倍となりました。小学校入学後に、特別支援学級への入級や特別支援学校への転学を検討するケースが増えてきています。

②審議会判断の結果と実際の就学先

表 I-8 就学審議会判断の結果と実際の就学先 (単位：人)

判断	就学先	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
通常の学級	通常の学級	6	4	1	6	6	8	5	6	3	4	2
	特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学級	通常の学級	3	4	4	9	6	7	5	4	4	2	2
	特別支援学級	78	95	94	93	132	112	132	107	126	153	164
	特別支援学校	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0
特別支援学校	通常の学級	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	特別支援学級	5	8	4	3	6	3	4	3	5	3	3
	特別支援学校	21	29	29	24	31	29	22	23	28	34	32

〈傾向〉： 審議会での「判断」と実際の「就学先」の一致率が徐々に高い値を示すようになってきています。

しかしながら一方では、以下のような保護者ニーズも一定数あります。

- ・特別支援学級への就学が望ましいとの判断に対し、通常の学級を希望される。
あるいは、障がい種別の専門的な指導を受ける特別支援学校を希望される。
- ・特別支援学校への就学が望ましいとの判断に対し、地域の学校での学びを希望される。
- ・地域の学校でなく特別支援教育南北拠点校（母衣小・第二中、中央小・第三中）の特別支援学級への校区外を希望される。

(4) 現状からみえること

平成 25 年の学校教育法施行令の一部改正により、就学の場の決定については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、総合的に判断することとなりました。「エスコ」では、こうした就学の場を決定する就学支援を軸としながら、早期からの丁寧な相談に取り組んできました。子どもの教育的ニーズに応じるためには、どの学級に在籍していても、安心して自分の力を発揮しながら学べる状況をつくることが最も大事なことでありと考へます。

そのためには、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を一層充実・整備すること、それらの学びの場について柔軟に対応できる仕組みや体制づくりを整備すること、さらには共生社会の形成の基礎としての特別支援教育に対するまわりの大人の意識改革を図ることが重要となってくると考へます。



エスコマスコット
「えすこちゃん」

第Ⅱ章

6つの柱における成果と課題



本章では、令和3年度までの「エスコ」の取組を、6つの柱ごとに整理し、成果と課題を記述しています。

柱 1

1 教育・保健・福祉・医療が連携した、乳幼児期から一体的で一貫した支援体制の充実

「エスコ」は、教育委員会だけでなく、健康福祉部や子育て部の関係課をはじめ、サポートステーション「絆」(～R3：令和4年度からは松江市障がい者基幹相談支援センター「絆」)や東部発達障がい者支援センター「ウィッシュ」、医療機関や児童相談所など、市役所内外の関係課や関係機関と連携を図りながら、支援体制の充実を図ってきました。以下、主な連携課と関係機関、及び連携内容を、図II-1に示します。

(1) 保健(子育て)との連携【乳幼児期】

① 子育て支援センター、健康推進課

- ・乳幼児健康診査への参加
- ・保健師同行乳幼児の巡回相談
- ・必要な情報連携

② 子育て政策課

- ・幼稚園教諭・保育士等を対象とした特別支援教育に関する研修や特別支援幼児教室の運営
- ・公立幼稚(保)園、保育所(園)の特別支援教育指導員等の加配配置に関する業務協力

(2) 福祉との連携【学齢期・青年期】

① 障がい者福祉課・サポートステーション「絆」(～R3)

- ・定期的な情報共有の会
- ・要請に応じたケース会への参加

② 生涯学習課

- ・児童クラブ指導員加配配置に関する業務協力
- ・児童クラブ指導員等を対象とした特別支援教育に関する研修

③ その他の関係機関

「エスコ」

(3) 医療との連携【乳幼児期・学齢期】

① 市内関係小児科医

- ・家庭・教育・医療連携シートの作成と利活用推進
- ・専門巡回相談員として委嘱
- ・特別支援教育就学審議会委員として委嘱

(4) 教育委員会内の連携【学齢期】

① 学校教育課

- ・保幼小接続カリキュラムにおける「かしこい体づくり」の取組推進
- ・就学時健康診断における知的発達二次スクリーニングの実施

② 生徒指導推進室

- ・不登校を含めた児童生徒の課題への対応や、学校の要請に応じた会議への共同参加・対応

図II-1 エスコと関係機関との連携図

具体的な連携については、以下に示すとおりです。

(1) 保健（子育て）との連携

①子育て支援センター（子育て支援課）、健康推進課との連携の現状

- ・家庭への保健指導等の支援が必要なケースについては、「エスコ」の乳幼児専門巡回相談に地区担当の保健師が同行しています。
- ・逆にエスコ職員が協力参加している乳幼児健診からのフォローとして、地区担当保健師が在籍園訪問をする際に、エスコ職員が同行する場合があります。（※乳幼児健診の詳細は、「2 早期の気づきと支援体制の充実」に記載 P20～）
- ・早期から一貫した相談支援体制として継続的に機能させるため、健診等終了後のカンファレンスに参加し必要な情報を共有したり、毎年新任の保健師対象に「エスコ」の業務について説明する機会を設けたりしています。

表Ⅱ-1 「エスコ」の幼児専門巡回相談において地区担当保健師が同行したケース

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保健師同行巡回相談（人）	2	7	12	26	16	28	39	36	42	27	43
保健師同行巡回相談（％）	1.0	2.8	3.8	6.7	4.2	6.0	8.7	10.0	11.5	8.3	12.5
専門巡回相談 幼児申込み（人）	203	253	320	390	385	463	448	357	365	324	343

②子育て政策課との連携の現状

- ・市内の幼稚（保）園、保育所（園）等の職員を対象とした研修について、特別支援教育に関する内容は「エスコ」が主担当となり、企画・運営を行っています。
- ・公立幼稚（保）園より、子育て政策課へ申請のあった特別支援教育指導員・介助員の加配配置に対し、巡回相談や意見書の作成を行っています。令和3年度は加配配置対象52人に対応しました。
- ・公立幼稚（保）園・保育所（園）の加配配置や特別支援幼児教室の運営に関して、協議や情報共有する機会を設けています。

③成果と課題

健康推進課、子育て支援センターとの連携の成果については、表Ⅱ-1 に示したように、専門巡回相談のうち、地区担当保健師と同行するケースが、平成23年度は1.0%でしたが、令和3年度は12.5%に増えました。これは、乳幼児健診等での連携が有効に機能してきたとともに、実際に同行が望ましいケースが増えてきたことによるものと捉えています。地区担当保健師が同行することで、保護者ニーズや家庭状況に沿って福祉サービス等の利用につながることも可能となりました。また、家庭への支援が継続的に必要なケースについては、就学前まで毎年同行して相談を実施しました。

課題としては、家庭への支援が必要なケースの増加に伴い、小学校就学後についても地区担当保健師と継続的に連携していく体制の整備が必要と考えます。また、3歳未満の乳幼児の育てにくさや家庭への支援については、保健師を主たる相談窓口として展開するなど、相談体制の再構築の検討が必要です。

子育て政策課との連携の成果については、特別支援教育に関する研修会の企画運営や、個別事例検討を主とした園内研修での指導助言、特別支援幼児教室担当者の人材育成を「エスコ」が担い、保育全体の質を高めるために、市内幼稚（保）園、保育所（園）等に働きかける役割を明確に分け、個と集団での支援の充実に向けた組織間の協力体制が構築できています。

課題としては、特別支援幼児教室が中学校区エリアを地域とした相談支援の拠点となるよう、相談機能強化と指導担当者の人材育成を行うことが必要であると考えます。そして、特別支援幼児教室のみでなく、将来的には保育所（園）等にも特別支援教育を推進できる人材の配置や拠点となる相談体制の構築を図り、支援を必要とする子どもや保護者にとって、より身近な相談場所の一つとして拡充していくことが必要です。

(2) 福祉との連携

①障がい者福祉課・サポートステーション「絆」(～R3)、生涯学習課との連携の現状

- ・障がい者福祉課・サポートステーション「絆」との情報交換のため、担当者会を定期的(2ヶ月に1回)に開催し、情報共有を図ってきました。
- ・学校や保護者からの要請に応じて、相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所スタッフと共にケース会議に出席し、くり返し支援を検討するケースがありました。
- ・生涯学習課からの依頼に基づき、児童クラブにおいて障がい等により安全確保や適応困難なケースについては、担当と共に児童観察、支援の検討、児童クラブ指導員への助言を行い、指導員加配の意見書作成にあたっています。
- ・生涯学習課の企画する「学び合い支え合い講座」において、年2回、児童クラブ指導員等に対し、支援の必要な子どもの理解と対応についての研修を行っています。

②成果と課題

「エスコ」の相談で、福祉サービス等が必要と考えたケースについて、担当者会で連携しているサポートステーション「絆」の支援スタッフにつなぎ、速やかに対応することができました。また、「絆」の相談で、就学支援や不登校といった教育に関する内容について、「エスコ」に問い合わせや情報提供があり支援につながるなど、双方向からの連携により支援の充実につながったケースもありました。

表Ⅱ-2 公立児童クラブ指導員加配の状況 (単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
該当児童数	40	37	34	27	31	33	31	38	34	32	34
加配指導員数	36	33	28	23	26	31	25	35	31	28	30

表Ⅱ-2は、公立児童クラブの指導員加配の状況です。「エスコ」開設当初から数年は該当児童数・加配指導員数は減少し、その後微増減をくり返しながら30人台で一定数を保ち現在に至っています。指導員加配の申請があるケースの多くは、就学前から「エスコ」に相談があり、速やかな状況把握につながるようになってきています。また、支援を必要とする児童が増加する中、加配指導員数が微増減をくり返している状況については、放課後等デイサービスを実施する相談支援事業所の数が、平成23年度の7カ所から、令和3年度は5倍以上の37カ所となったことが大きく影響していると考えます。つまり、支援を必要とする児童は、学校外でも増加している状況にあります。

課題としては、放課後等デイサービスや放課後児童クラブを利用する児童生徒について、必ずしも学校現場との情報共有が円滑に行われておらず、協力体制がうまく機能していない状況が散見されることが挙げられます。学校教育・放課後支援・家庭生活を、子どもにとって連続する一連の成長の場として捉え、それぞれが積極的に関わり合い連携していく必要があります。

そのため、放課後や長期休業中の子どものくらしをより充実させるために、学校と児童クラブ等がよりよく連携できる体制や仕組みづくりを一緒に考えていきます。また、児童クラブ指導員のニーズに応じた研修の充実に向け、担当社会教育主事や令和2年度より配置されている巡回指導員等と協同して取り組む必要があります。

(3) 医療との連携

①現状

- ・医療との連携が必要と思われる児童生徒については、医療受診を円滑に進めるとともに、家庭と教育と医療がよりよい連携を図りながら子どもの支援にあたることができるように、関係小児科医と連携して「松江市家庭・教育・医療連携シート」(※1)を作成し活用を図ってきました。
- ・関係小児科医を専門巡回相談員に委嘱しており、「エスコ」のほっと相談会(日曜相談会)や巡回相談に協力を依頼しています。
- ・複数名の小児科医を就学審議会委員に委嘱しており、特に自閉スペクトラム症(ASD)等の発達障がいのある児童生徒の学びの場について意見をもらっています。

②成果と課題

医療機関との連携の大きな成果として、関係小児科医による「エスコ」の相談支援体制や就学審議会への連携・協力体制のシステムを構築できていることが挙げられます。

また、「松江市家庭・教育・医療連携シート」により、発達障がい疑われ医療へつなぐことが必要な児童生徒は、初診時から、家庭と教育・医療が円滑に情報共有をすることができ、速やかに適切な診断やそれに基づく医療的な観点からの助言等につなげ、その後の子育てや教育の充実に効果をあげています。

以下、表Ⅱ-3は、特別支援学級に在籍する児童生徒の総数と、集団参加やコミュニケーションが苦手な自閉スペクトラム症等の医療診断のある児童生徒が在籍する自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍数及びその割合を年度ごとに示したものです。

表Ⅱ-3 松江市の自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍数の推移 【各年度5月1日現在】

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援学級在籍児童生徒総数(人)	306	304	316	305	315	355	365	399	401	448	485
自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍児童生徒数(人)	114	121	135	130	140	162	179	211	215	238	268
自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍児童生徒割合	37%	40%	43%	43%	44%	46%	49%	53%	54%	53%	55%

表Ⅱ-3をみると、平成23年度、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち自閉症・情緒障がい学級在籍児童生徒の割合は37%でしたが、令和3年度には55%と人数で150人以上大幅に増えました。本市においては、平成28年度を分岐に、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍児童生徒数が知的障がい特別支援学級在籍児童生徒数を上回りました。

この傾向については、島根県及び全国的にも同じ状況です。自閉スペクトラム症(ASD)の障がい特性に関する理解が進み、本人、保護者が教育的ニーズに応じた支援を望むようになった一つの指標として捉えています。さらに松江市における近年の急増には、連携のツールとして「松江市家庭・教育・医療連携シート」が周知され、学校での様子が医療機関に詳しく伝わりやすくなり、医療との連携強化が進んできたこともその要因の一つと考えています。

その他、医療との連携としては、専門巡回相談や、「エスコ」が主催する幼児を対象として日曜日(年2回)に開催する「ほっと相談会」に、小児科医が相談担当者として関わっており、保護者を通じて市民への周知も進んできています。

(4)教育委員会内の連携

①学校教育課との連携と現状

- ・特別支援教育の視点で平成 21 年度にスタートした中央小学校での「体づくり」実践が、平成 25 年 12 月には松江市保幼小接続カリキュラムの 3 つのつきたい力の一つ「かしこい体づくり」として位置付き、松江らしい取組の一つとして市内に広く定着しつつあります。
- ・令和 4 年度現在、小学校における「かしこい体づくり」の取組は、実践の濃さの違いはありますが、全ての市立小学校・義務教育学校（前期課程）で実践されています。
- ・年長時 10～11 月に実施される就学時健康診断での知的発達スクリーニング検査結果を受け、必要な幼児については、エスコが主管となり、二次スクリーニング検査を実施しています。（「2 早期の気づきと支援体制の充実」に再掲 P21）

②生徒指導推進室との連携の現状

- ・生徒指導推進室からの依頼により、学校に配置されている SW（※2）対象に、特別支援教育の視点から児童生徒理解を深める研修会の講師協力をしています。
- ・不登校及び問題行動に関わる特別支援学級在籍、または発達障がい等の特性のある児童生徒ケースについては、情報共有を図りながら、必要性及び困難性に応じて、生徒指導推進室と一緒に学校支援に取り組んでいます。（サポート会議（※3）への参加等）

表 II-4 H24 年度と R3 年度比較 専門巡回相談における不登校（傾向）児童生徒数の割合

小学校・義務教育学校前期課程	H24年度	R3年度	中学校・義務教育学校後期課程	H24年度	R3年度
専門巡回相談申込み児童数（人）	110	275	専門巡回相談申込み生徒数（人）	28	63
不登校（傾向）児童数（人）	3	46	不登校（傾向）生徒数（人）	5	23
不登校（傾向）児童率（％）	2.7	16.7	不登校（傾向）生徒率（％）	17.8	36.5

表 II-5 R3 年度 専門巡回相談における不登校（傾向）児童生徒が抱える相談事項（複数回答）

相談事項	行動・不注意	対人関係	社会性・集団参加	不器用さ	学習不振	読み書き困難	その他
小学校（46人）	10	18	22	4	16	10	1
割合	21.7%	39.1%	47.8%	8.7%	34.8%	21.7%	2.2%
中学校（23人）	1	12	14	1	10	2	1
割合	4.3%	52.2%	60.9%	4.3%	43.5%	8.7%	4.3%

表 II-4 が示すように、この 10 年間で、専門巡回相談申込みにおける不登校（傾向）にある児童生徒の割合は、小学校で 14%、中学校で 18.7%増加しています。また、表 II-5 からは、不登校（傾向）の児童生徒が抱える相談事項は、様々な要因が複雑に絡み合っていることがうかがえます。その背景には、発達障がいの傾向だけでなく、親子関係形成の困難さや家庭基盤の弱さなどに由来する明確に障がいとさえいえないケースや、HSC（※4）、起立性調節障がい（※5）、ネット依存症といったケースが潜在化していることが考えられます。

③成果と課題

学校教育課との連携による「かしこい体づくり」の取組については、R4年度現在、実践の濃さの違いはありますが、全ての市立小学校・義務教育学校（前期課程）で実践されています。課題としては、人事異動により教職員集団が変わっても、松江市全体の保幼小接続カリキュラムにおける実践として意識の徹底と持続が求められます。

生徒指導推進室との連携については、不登校や問題行動に関する相談の中で顕著に困難なケースについては、生徒指導と特別支援教育の両面から児童生徒理解を図り、共に関わることで、改善に向かったり、必要な関係機関に速やかにつながりすることができました。課題として、多様化する相談に対応するための関係組織の連携強化が一層求められています。一方で、年々増加とともに複雑化する相談に対し、限られたスタッフで、これまでと同様の丁寧な相談を継続していくことの物理的な困難さが挙げられます。また、学校現場においてもマンパワーによる個別的な支援だけでなく、全教職員が、より一層児童生徒理解に基づいたきめ細かな対応を組織的に行う必要があり、特別支援教育を推進する上においても、生徒指導担当者をはじめ全教職員の理解と協力は益々重要となってきています。

(※2) SW

サポートワーカーの略

不登校等の生徒指導上の課題に対応するために、市が単独で配置しているサポーター。

(※3) サポート会議

学校からの要請に応じて開かれる生徒指導推進室主催の関係者会議。

(※4) HSC

Highly Sensitive Child の略

米心理学者エレイン・N・アーロン提唱。「感覚や人の気持ちに敏感で傷つきやすい子ども」と定義。

(※5) 起立性調節障がい

自律神経の調節がうまくいかなくなると引き起こる、だるさ、食が細くなる、立ちくらみ、動悸など、さまざまな症状がみられる病気。

2 早期の気づきと支援体制の充実

特別な支援が必要な子どもがより力を発揮するためには、本人及び保護者にとって安心できる環境が大切であり、そのためには早期の気づきと早期からの適切な支援が重要と考えます。

そこで、保護者や所属所の早期の気づきを促すために子育て支援センターが主管で実施する乳幼児健康診査等に、エスコ職員が参加し、発達の・教育的な視点から子どもを捉え、相談にあたっています。

また、小学校へのつなぎにおいては、学校教育課保健体育係が主管で実施する就学前健康診断での知的発達スクリーニング結果を受け、必要な幼児については、エスコが主管となり二次スクリーニング検査を実施しています。

(1) 乳幼児健康診査等

3 歳児健康診査（主管：子育て支援センター）

① 概要

満3歳を超え満4歳に達しない幼児（3歳5ヶ月時）を対象に、視覚、聴覚、運動、発達等の心身障がい等の早期発見をするとともに、生活習慣の自立、う歯の予防、幼児の栄養、予防接種の状況、その他育児に関する多角的な指導を行い、幼児の生涯にわたる健全な生活を確立することを目的として行っています。

② エスコ職員の役割

早期からの相談支援の普及を促す「すくすく！子育てリーフレット」を受診する全ての保護者に配布し、発達障がい等についての啓発及び発達相談、心理相談を行います。また、必要に応じて専門巡回相談につなげたり、特別支援幼児教室等の場を紹介したりします。

5 歳児健康診査（主管：子育て支援センター）

① 概要

子どもたち一人一人の個性を生かし、大切に育てていくために、就学を見据えた4歳後期の幼児を対象に健診を実施することで、保護者が発達過程を意識する機会とするとともに、就学に向けての適切な支援を提供し、心身の健全な発育・発達に資することを目的として行っています。

一次健診はアンケート方式で対象者全員に実施し、その結果と保護者から相談希望のある幼児を対象として二次健診を行います。

② エスコ職員の役割

二次健診は集合方式で、集団行動や人との関わりの様子、運動面の発達の様子などの観察を行っています。必要に応じて、教育相談や育児に関する心理相談を実施し、専門巡回相談につなげたり、療育等の場を紹介したりします。

③ 関連データ

表Ⅱ-6 5歳児健康診査二次健診受診者への受診後から就学前までのエスコ支援状況

(単位:人)

二次健診実施年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受診者数	309	344	322	311	306	286	148
エスコ支援状況 (%)	29.1	37.8	36.3	36.7	31.4	36.7	46.0

・エスコ支援状況とは、専門巡回相談等のエスコへの相談や、特別支援幼児教室やエスコ療育の利用につながったことを示します。

発達健康相談 (主管：子育て支援センター)

① 概要

発達上何らかの課題を有する乳幼児を対象に、身体・精神両面から専門医等による診察、家庭での育児への助言、エスコ職員による相談や適切な療育機関の紹介等を行い、子どもの健やかな成長を促すために実施しています。

② エスコ職員の役割

臨床心理士は、遊びを通して対象児の実態把握を行い、具体的な指導助言を行います。また、必要に応じて「エスコ」の各種相談や療育機関等の紹介を行います。

就学时健康診断 (主管：学校教育課)

① 概要

就学に向けての準備を円滑に進めることを目的として、就学前の年長児を対象に、健康診断を実施することで心身の状況等を把握し、保健上必要な指導助言を行います。この健康診断のうち、知的発達スクリーニング検査については、検査結果に基づき専門的な精査が必要と判断した幼児については、二次スクリーニング検査 (KIDS 乳幼児発達スケール) を行います。

② エスコ職員の役割

二次スクリーニング検査を行い、検査結果を踏まえた所属所での支援や対応の協議、保護者支援等を促します。

(2) 保護者への理解・啓発

相談支援の啓発や普及のために平成 24 年に作成した「すくすく！子育て手帳」を令和 2 年度より「すくすく！子育てリーフレット」に改訂し、3 歳児健康診査の際に、全ての保護者に配布しています。発達障がい等の気づきを促し、家庭での関わり方や療育等について、早期からの望ましい相談や支援につなぐための情報発信・啓発を行っています。

その他に、発達障がいを中心とした心身の発達に配慮が必要な幼児児童の保護者を対象とした子育て支援講座「のべのべ講座（ペアレント・トレーニング）」を実施しています。

すくすく！子育てリーフレット

① 概要

子どもの障がい等を含めた特性やそれに対する適切で見通しをもった子育てのあり方について保護者の気づきを促し、適時性のある相談や支援につなぐ情報を広く提供するものとして、3 歳児健康診査で全員に配布しています。母子健康手帳や松江市赤ちゃん手帳、まつえの子育て AI コンシェルジュ（LINE を活用し、子育てに関する情報提供や子育ての不安や悩みを相談できるシステム）による基本情報とともに活用を勧めています。

② 内容

- ・子どもとの関わりで大切にしてほしいこと
- ・発達障がい等への早期の気づき
- ・療育等支援の場の紹介（特別支援幼児教室、エスコ療育）
- ・サポートファイル「だんだん」の紹介



図 II-2 リーフレット表紙

子育て支援講座「のべのべ講座（ペアレント・トレーニング）」

① 概要

子育てに難しさを感じている保護者に対し、子どもの特性や関わり方についての理解を促すなど、子育ての支援を行います。対象は、発達障がいを中心とした心身の発達に配慮が必要な 3 歳児から小学校 2 年生までの幼児児童の保護者です。

② 内容

- ・講義やワークブックを通して、子どもとの関わり方などについての情報提供や情報交換を行い、具体的支援について学びます。
- ・月に 2 回、全 8 回の連続講座
- ・講師はエスコ職員
（臨床心理士・発達相談員・指導主事）



※10 年継続して実施しており、令和 3 年度までに 284 人の保護者が受講されています。

(3) 気づきに基づく早期支援

早期の気づきや相談から、3歳児以降必要がある場合には、松江市に11か所ある特別支援幼児教室やエスコ療育（にこにこ教室）等で早期の支援を行っています。

松江市特別支援幼児教室

昭和50年度から幼稚園に設置してきた在籍型の言語障がい・情緒障がい特殊学級を、通級型の特別支援幼児教室と再編成し、平成18年度には市内4園に6教室の「特別支援幼児教室」と2つの「ほっと相談室」を設置し、早期からの特別支援教育の推進体制の充実を図ってきました。令和4年度現在は、市内の11園に16教室を設置しています。

① 概要

特別な支援や配慮が必要な松江市在住の3歳～就学前の幼児を対象に、週に1回2～5時間程度実施します。1日タイプと時間タイプがあり、一人一人の興味や関心を手がかりにしながら、遊びを通して課題の改善に必要な力を主体的に身につけることができるよう支援や指導をします。

② エスコ職員の役割

- ・保護者・在籍園等への幼児教室の情報提供をします。
- ・月1回の担当者会や設置園の連絡会等にエスコ職員も参加し、情報共有や課題の解決など共通理解を図りながら運営をサポートし、連携を図ります。
- ・幼児教室担当者へ、新任担当者の研修（年2回）、幼児教室の園内研修、個別の指導計画の作成を促す等の指導を行います。

③ 関連データ

表Ⅱ-7 松江市特別支援幼児教室数と指導対象児数の推移（単位：人）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1日タイプ教室数	5	6	6	7	7	7	8	8	8	8	8
時間タイプ教室数	2	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5
設置園数	5	6	6	7	7	7	8	8	8	8	8
利用人数	77	99	117	133	125	137	133	119	117	105	109

エスコ療育「にこにこ教室」

境港市、倉吉市、鳥取市へ療育視察に出かけ、それらを参考に「エスコ」における療育、通称「にこにこ教室」を開設しました。特別支援幼児教室の拡充と併せて、主に発達障がいの傾向のある幼児の早期支援の場として機能してきました。

① 概要

松江市在住で保護者が希望する3歳から就学前の幼児に対して、子ども一人一人の興味や関心を手がかりにしながら、週に1回1時間の個別療育やグループ療育を行い、特性に応じた支援を行い、心身の発達を促します。（原則20回で終了。必要に応じて30回まで延長）

② エスコ職員の役割

- ・個別の支援計画「にこにこシート」を作成して療育を行い、在籍園・保護者と共に療育でのねらいの共有や育ちの確認等を行います。
- ・療育担当者が在籍園を巡回し、集団での状況把握や支援ポイントの共有に取り組みます。
- ・利用保護者に対して、よりよい関わり方のアドバイスをしたり、保護者の集いや研修会を開催したりし、子育て支援を行います。

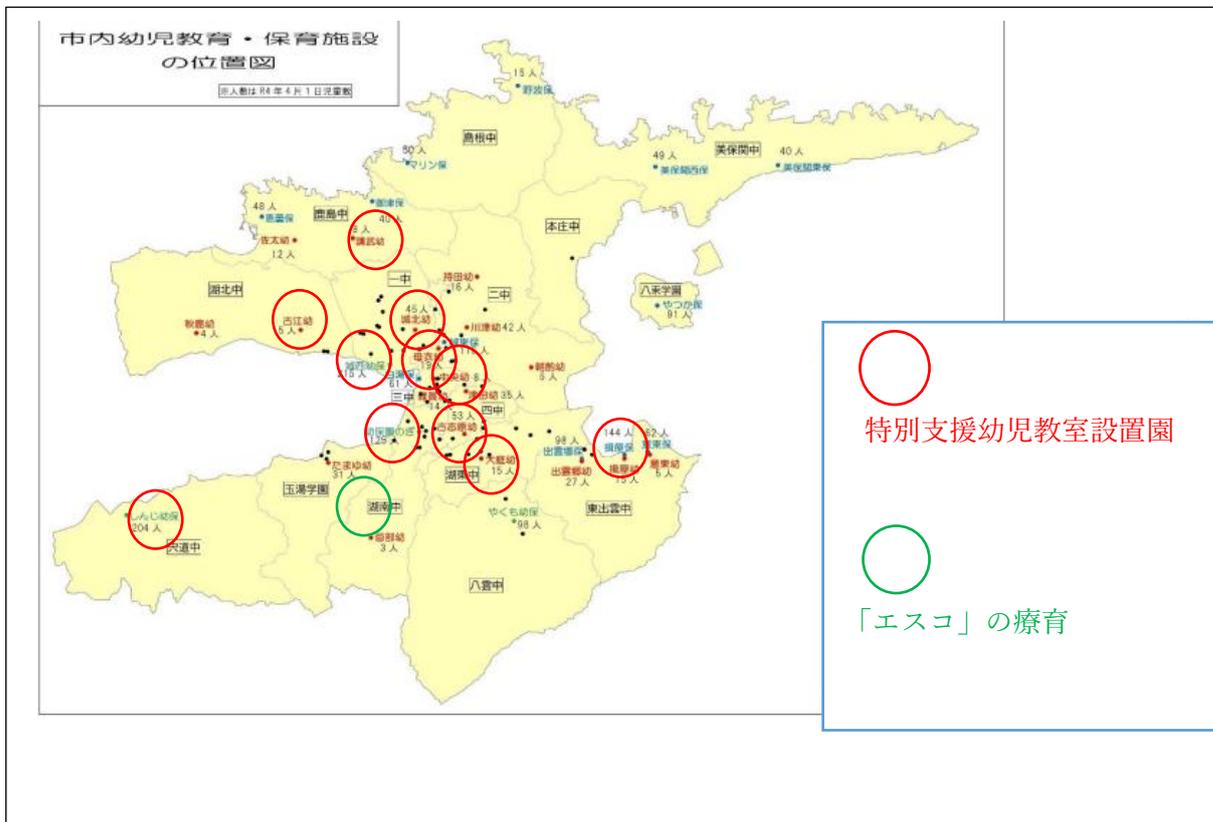
③ 関連データ

表Ⅱ-8 にこにこ教室利用幼児数の推移

(単位：人)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実人数	16	26	42	52	47	49	49	38	35	27	27
延べ人数	156	262	554	795	812	933	858	757	534	570	518

令和4年度現在



図Ⅱ-3 特別支援幼児教室設置園と「エスコ」療育の場所

なかよし教室（心身障がい児地域小規模療育）（主管：子育て支援センター）

未就園児（在宅）とその保護者を対象とした「なかよし教室（心身障がい児地域小規模療育）」を、子育て支援センターが主管となり実施しています。

① 概要

発達健康相談等から紹介を受けた、発達の遅れやその疑いのある未就園の乳幼児とその保護者が、遊びを中心とした小規模集団活動を共に行うことにより、子どもの発達を促し保護者の支援をします。場所は、保健福祉総合センター内1階の「あいあい」で行っています。

② エスコ職員の役割

- ・市内の保育所(園)や幼稚(保)園等の状況やそこでできる支援、入園後利用できる療育の場の紹介など情報提供を行い、保護者が安心して新たな集団生活に向かえるようにします。
- ・年1回、医師や大学教授も加わった療育検討会に参加し、療育内容や個別の実態把握、よりよい支援のあり方について共に考えます。

(4) 成果と課題

① 成果

乳幼児健康診査等にエスコの職員が参加し、早期からの相談支援について広く周知を行うと共に、必要に応じて個別の相談に対応し、健康診査等と連動した相談体制が定着してきました。このことは、表Ⅱ-6(P21)で、就学前までの支援状況が平成26年度29.1%から令和2年度46.0%まで上昇していることから言えます。健診等の機会を生かし、発達の・教育的視点から気づきを促し、次の相談や支援につなげることができていると捉えています。

また、心身の発達に配慮の必要な幼児児童を持つ保護者を対象に行う子育て支援講座は、この10年で284人の保護者が受講されました。半年の講座の開始前と開始後の保護者アンケートを比較すると、保護者の心の健康状態が改善され、前向きに子育てに向かう意欲が高まった傾向を示す結果がほとんどであり、保護者支援の一助となったと考えます。

次に松江市特別支援幼児教室やエスコ療育等については、早期支援の場の必要性は高く、この10年で適宜拡充を図ることができており、早期からの適切な支援の場の一つとして大きな機能を果たしたと捉えています。

② 課題

松江方式の5歳児健康診査の実施により、行動面や社会性、対人関係に困難さをもつ幼児の把握ができ、保護者の気づきや就学を見据えた適切な支援につながっているケースが増えてきました。しかし、学習に困難さをもつ可能性のある幼児の把握等、5歳児健康診査だけでは把握できにくいケースもあります。日頃の各園所での実態把握からの気づきや就学時の知的発達スクリーニング検査等、様々な機会を生かし、適切な支援につないでいくことが求められます。そのためには、研修等の充実を図り、各所属の支援力を高めていくことも必須の課題です。また、小学校就学後の子どもの実態や支援の状況等のデータを用いて分析し、切れ目のない支援のあり方について検証する必要があります。

特別支援幼児教室やエスコ療育などについては、表Ⅱ-7(P23)と表Ⅱ-8 (P24) の推移からも利用人数が減少していることがわかります。このことは、利用にあたって送迎や保護者同伴の難しい状況があり、専門巡回相談で個別の支援を勧めるが利用したくてもできないケースが増えてきたことも背景にあると考えます。支援のタイミングを逃さず、保護者のニーズに対応していくために、巡回療育等の検討が求められます。また、公的機関での小学校療育の実施のニーズに対しても、今後検討していく必要があります。

発達支援を行う場については、子どもの実態や保護者の支援ニーズにより適した場につながるように、それぞれの特徴をいかした支援調整の仕組みづくりを検討する必要があると考えます。

3 保育所（園）・幼稚（保）園、小・中・義務教育学校（以下、所属所）

それぞれのステージにおける支援の充実

子どもたちが一日の大半を過ごす所属所において、安心して力を発揮して過ごすためには、日常生活の場における支援の充実を図ることが重要です。

そのために、巡回相談や研修等を実施し、実態把握から意図的・計画的に支援を行うための所属所の相談支援体制の充実を図ることをめざしてきました。また、物的・人的な環境面での必要な整備を行ってきました。

(1) エスコの相談

① 専門巡回相談

- ・保護者及び所属所を対象に、家庭及び所属所での支援のあり方に関する相談を行います。
- ・エスコ職員以外に、医師、大学教授、教諭、保健師等、約 20 人を専門巡回相談員として委嘱しています。

表 II-9 専門巡回相談人数の推移

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼児	253	320	390	385	463	448	357	365	324	343
児童	110	121	137	146	163	192	244	265	239	275
生徒	28	62	64	65	73	46	49	58	63	63
合計	391	503	591	596	699	686	650	688	626	681

〈傾向〉：児童（小学生）の相談が増加した主な要因は、集団参加や対人関係の苦手さ、読み書きの苦手さ、不登校傾向の相談が増加したためと捉えています。

② 就学相談

- ・保護者及び所属所を対象に、主に次年度の学びの場の選択に関する相談を行います。
- ・エスコ職員以外に、専門性の高い教諭等約 20 人を就学相談員として委嘱しています。

表 II-10 就学相談人数の推移

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼児	57	41	49	67	80	71	71	74	73	75
児童	24	40	34	32	34	36	42	58	63	64
生徒	13	13	12	12	12	10	16	17	17	21
合計	94	94	95	111	126	117	129	149	153	160

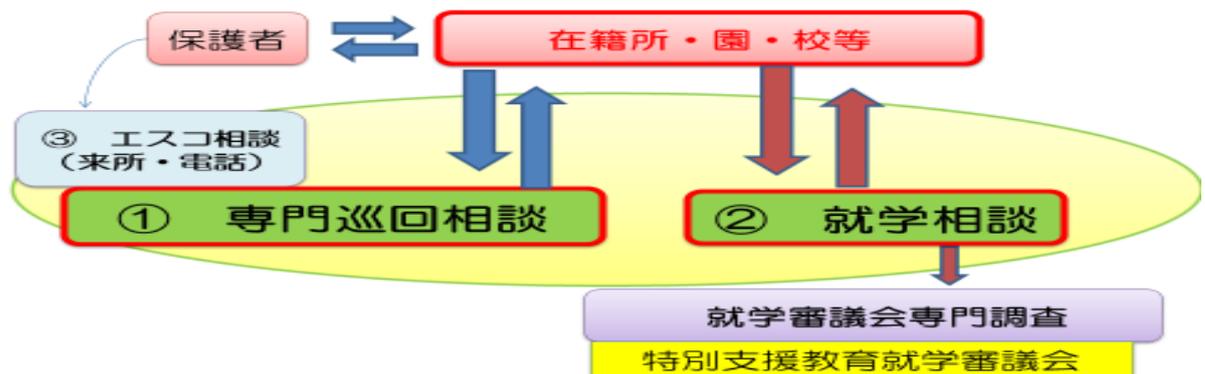
〈傾向〉：児童生徒の相談が増加した主な要因は、小・中・義務教育学校入学後に特別支援学級や特別支援学校に在籍異動するケースが増加したためと捉えています。

③ エスコ相談（来所や電話等）

- ・保護者を対象に、エスコ職員が来所や電話で子どもの発達や障がい等に関する相談を行います。
- ・保護者の了解を得て、専門巡回相談や就学相談につなぐ場合もあります。

〈エスコ相談件数の推移〉

エスコ相談の数は、令和2年度は174件、令和3年度は167件でした。内容としては、保護者が不安なケースの他に、近年は、行き渋りや保護者と所属所との子どもの言動の捉え方の違いや指導方針のずれ違いについての相談が増加傾向にあります。



図Ⅱ-4 エスコの相談の流れ

こうした相談後、特別支援学級や特別支援学校への就学、学びの場の選択をするケースについては、松江市教育委員会「エスコ」が事務局となる松江市特別支援教育就学審議会において判断をすることになります。（詳細は第1章 5 児童生徒の現状（3）学びの場の決定の状況に記載 P9~）

（2）保育所（園）・幼稚（保）園に所属する幼児への支援体制

① 専門巡回相談による支援の助言

保護者と所属所からの申込により、エスコ職員や委嘱している専門巡回相談員が所属所へ訪問し、幼児の遊びや生活の様子を観察、心理検査等から、子ども自身の困りの背景や特性を見立て、一緒に支援を考える相談体制を定着させてきました。

② 園所内体制の整備と支援の充実

子ども一人一人を丁寧に捉えつつ、保育全体の質の向上と組織的な園所内体制の整備、及び適切な個への関わりを定着させるため、以下のことに取り組んできました。

○市内すべての保育所（園）・幼稚（保）園において、特別支援教育コーディネーターを指名し、園内の相談支援体制の機能を高めます。

- ・年度当初に特別支援教育コーディネーターへの説明会と資料送付
- ・特別支援教育コーディネーター研修の実施
- ・園長会や所長会等において、「エスコ」の相談や取組の説明

- 特別支援教育に関する園内研修等で指導助言を行います。
- 経験年数に応じた研修を企画・運営し、現場の支援力の向上につなげます。
 - ・ 幼保特別支援教育ミドルリーダー養成講座
 - ・ 体づくり研修
 - ・ 子どもの発達と日々の保育向上研修
 - ・ 幼保特別支援教育指導員・介助員等研修

③ 公立幼稚（保）園・保育所における指導員・介助員、障がい児加配の配置（主管：子育て政策課）

保護者同意の申請に基づき、子育て政策課の依頼により、適切な配置の検討を行い、配置園所の支援の充実に向けて観察や相談に出かけ、以下のことを実施しています。

- ・ 配置の必要性の検討
- ・ 望ましい支援に向けての指導助言
- ・ 個別の指導計画作成の促し
- ・ 特別支援教育指導員・介助員等研修の実施

（3）小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒への支援

通常の学級における支援

① 専門巡回相談等による校内ケース会議や保護者同意相談への助言

保護者や学校からの申込により、エスコ職員や委嘱している専門巡回相談員が学校へ訪問し、児童生徒の学びや生活の様子を観察、心理検査等から、児童生徒自身の困りの背景や特性を見立て、一緒に支援を考える相談体制をとりました。

小学生については、相談申込数が年々増加傾向にあり、一人に対してくり返し相談を行うこともありました。

② 特別支援教育支援員による支援

松江市が小・中・義務教育学校に配置している事業であり、通常の学級に在籍している発達障がい等学習や行動上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、校内支援体制の一つとして、児童生徒の気持ちに寄り添い、担任や授業者の指示のもと生活や学習等の支援を行っています。

平成 23 年度は 19 校 19 人であった支援員は、配置を希望する学校が増え、令和 4 年度は 26 校 25 人（1 人兼務）と、徐々に支援員の数を増やしています。

③ 特別な支援のための非常勤講師（にこにこサポートティーチャー）配置事業による支援

島根県教育委員会が小学校へ非常勤講師を配置する事業であり、通常の学級に在籍している発達障がいのある特別な支援の必要な児童に対し、集団の中での支援や個別指導を行っています。

平成 23 年度は 17 人配置、平成 24 年度から令和 4 年度までは 23 人が配置されています。

④ 通級指導教室による指導及び支援

小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導（特別支援学校の教育課程「自立活動」に相当する指導）を行っています。

松江市（島根県内全て）は、一教室で、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD等すべての障がいの状況に応じた指導を行う体制になっており、自校、他校、巡回の指導形態があります。令和4年度現在、市内9校に通級指導教室を設置し、19人の通級による指導を担当する教員によって効果的な指導が行われています。

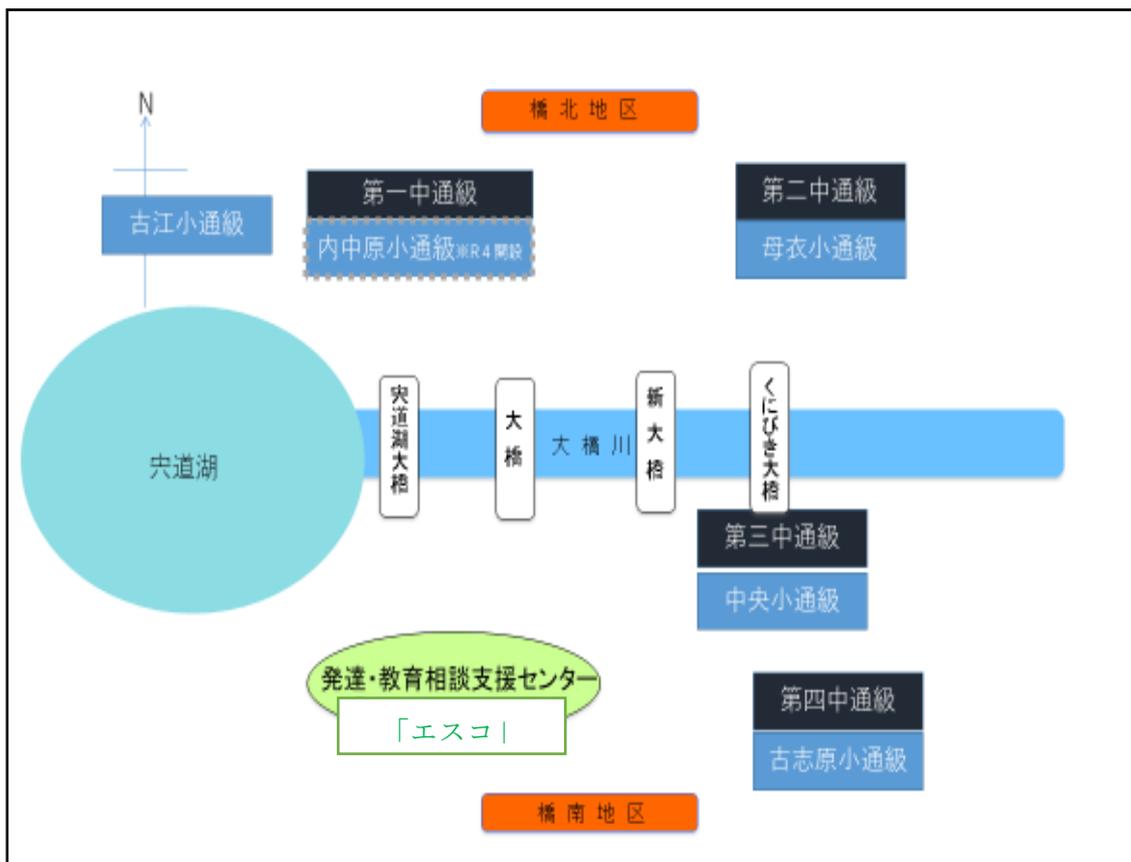


図 II -5 通級指導教室設置

表 II -11 通級による指導利用人数の推移

(単位：人)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3
小学校	130	155	155	168	174	167	186	175	163	166	165
中学校	61	75	78	69	68	81	91	68	76	65	103
合計	191	230	233	237	242	248	277	243	239	231	268

特別支援学級における支援

障がいのある児童生徒への適切な指導及び教育的ニーズに応じた必要な支援を行うため、小・中・義務教育学校に特別支援学級を設置し、児童生徒の自立と社会参加をめざした教育を行っています。

特に、知的障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に加え、近年は自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒が急増しており、多様化する児童生徒の状況に対応した教育に努めています。

① 訪問指導や教育相談の実施

特別支援学級への訪問指導、専門巡回相談による教育相談を実施しました。表 I-2 (P6)にあるように、平成 26 年度に 85 件であった特別支援学級在籍児童生徒の相談件数は、令和 2 年度からは 300 件以上になっています。

特に困難な事例については、定期的にエスコ職員が当該学級の観察及び指導助言を行い、ケース会議などに参加して学校体制等についての協議もしました。

専門巡回相談では、特性に応じた学習指導及び対人関係や集団参加への支援のあり方についての相談が多くあります。今後、各校の特別支援学級における生活や学習の仕方の実態を把握した上で、特別支援学級担任対象の研修機会を充実させ、授業力の向上を図っていく必要があります。

② 特別支援学級介助員による支援

松江市が市立小・中・義務教育学校に配置している事業であり、特別支援学級に在籍している障がい等のある児童生徒に対し、担任や授業者の指示のもと生活や学習等の介助を行ってきました。

平成 23 年度は 15 人の配置でしたが、多人数学級の増加等に伴い、令和 4 年度は 25 人を配置しています。

③ 特別な配慮の必要な児童のための非常勤講師配置事業

(にこにこサポートティーチャー特別支援学級)による支援

島根県教育委員会が非常勤講師を配置する事業（平成 26 年から実施）であり、7 人以上の多人数の特別支援学級に配置し、児童生徒一人一人の障がいの程度や特性、学力差等に応じた適切な指導及び必要な支援を行ってきました。

平成 26 年度は 5 人の配置でしたが、多人数学級の増加等に伴い、令和 4 年度は 24 人が配置されています。

ハード面の整備

① 学級運営費、設備充実事業費

特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいに対応した教育を実施する上で、必要とする消耗品や備品を整備しています。整備にあたっては、学校からの要望をもとに実態や状況を把握し、必要性等を適切に査定した上で執行するよう努めています。

また、特別支援学級を新設・増設する必要がある場合には、学校教育課や公共建

築課等の関係課と連携して、現地視察や聞き取りを行い、新たに入級する児童生徒の状況や学校の要望に応じた施設設備を整えるよう努めています。

表Ⅱ-12 新設特別支援学級の推移

(単位：学級)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	3	6	4	3	2	9	7	9	4	6	6
中学校	6	3	3	3	6	2	2	4	2	2	2
合計	9	9	7	6	8	11	9	13	6	8	8

② 特別支援学級合同活動等推進事業費等による整備

多様な体験活動及び集団参加を促すため、中学校区の合同学習の活性化や、異校種間での合同学習を計画的に実践できるよう平成 29 年度まで合同活動等推進事業費を確保しています。また、発表会や作品展の開催に関する負担金支援を行っています。

③ 物品貸出

弱視特別支援学級の児童生徒の学習に有効である、教科書や教材を閲覧するためのアプリ（UD ブラウザ）使用のための iPad 貸し出し、難聴特別支援学級の児童生徒の学習に必要な、デジタルワイヤレス補聴援助システム（ロジャーペン、ロジャーエックス）の貸出し、肢体不自由特別支援学級児童生徒の移動のための車椅子、階段昇降車の貸出しを行い、学習支援、移動支援を行ってきました。

また、教職員の校内での研修に活用できるよう DVD の貸出も行っています。

(4) 成果と課題

① 成果

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への理解は進み、早期からの支援や情報をつなぐ重要性について広く認識され、校内外委員会の体制づくり、「エスコ」への相談の流れは定着してきました。特に学びの場の検討をする就学相談では、幼児児童生徒の実態や状況の把握をしながら、保護者の考えや気持ちを聞き、所属所との相談に丁寧に関わってきました。このことによって、特別支援教育の重要性や一貫した支援体制についての理解及び安心感が在籍の所属所において醸成され、それが本人や保護者へと伝わり、特別支援学級児童生徒数の増加につながった理由の一つとして捉えています。

専門巡回相談や就学相談では、観察、心理検査、保護者や所属所からの聞き取り等から、幼児児童生徒の行動の背景や特性を見立て、支援方法を一緒に考えてきています。

園所においては、経験年数に応じた研修や園内研修の指導助言により、インクルーシブな保育の理念が全体的に育まれてきました。小・中・義務教育学校においても研修等を通し、通常の学級では、授業のユニバーサルデザイン化に意識が向き、板書の工夫や児童生徒が見通しをもって学習に取り組める授業の改善が少しずつ図られてきています。特別支援学級では、校内支援体制のもと一人一人に合わせた教育課程の工夫が図られてきています。

支援員、介助員等の人的配置拡充及び特別支援学級施設設備については、今後とも充実を図っていく必要があります。

本市の通級による指導は、年度当初と年度末の利用人数を比較すると、毎年 40 人程度増加します。児童生徒の実態に合わせて、保護者、所属の学校、通級指導教室が相談をし、必要な時期に指導を開始する柔軟な仕組みであると捉えるとともに、そのニーズに十分に 대응することができるように拡充をすることが求められます。

② 課題

今後の課題としては、所属所の相談や支援に向き合う教職員一人一人や組織の対応力を高め、現場の核となるリーダー養成をさらに充実させ、園所、小中学校等の相談支援体制力を総合的に高める必要があります。

さらに、自閉症・情緒障がい特別支援学級児童生徒のニーズに対応できる教育の実現、通級による指導の拡充、多様で柔軟な学びの場の検討、不登校（園）幼児児童生徒への多様な対応の検討、地域の積極的な協力による支援体制の構築について、取り組んでいく必要があります。

障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が求められている今日、人的支援や教育環境をさらに整えていく必要があります。特に保護者の地域の学校への就学ニーズの高まりにより、合意形成を図る上で、介助員等の配置や施設等の条件整備が必要であると考えています。

4 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と

保幼小中の円滑な移行のための情報の共有化

特別な支援が必要な幼児児童生徒の社会的自立のためには、早期からの計画的できめ細かな指導や支援が大切になります。個別の指導計画や個別の教育支援計画を適切に作成・活用できるよう様式等を整えるとともに、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校へ必要な情報をつないでいけるように組織間の連携を図るようにしています。

(1) 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援の実施においては、早期からの計画的できめ細かな指導や支援が重要であることから、個別の指導計画やライフステージを見据えた個別の教育支援計画を作成しています。

個別の指導計画

①目的

個々の幼児児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うために、所属で作成し、保育、教育におけるカリキュラムや教育課程を具現化し、一人一人の指導目標や、内容・手立てを明確にし、きめ細かに指導や支援をするために作成します。

②作成にあたって

長期的目標に基づく短期的目標を設定し、目標達成のためのプロセスを踏まえながら、適切な時期に適切な指導や支援をどう実施するかを明確にします。また、保護者とともにふりかえり、評価や見直しを行うよう指導しています。

個別の教育支援計画

①目的

幼児児童生徒の生涯を見つめ、地域社会の中で生きていくにあたり、各ライフステージにおける一人一人のニーズに応じた適切な支援の実施をめざし作成します。

②作成にあたって

教育のみならず、保健、福祉、医療、労働等の様々な側面からの検討が必要であり、関係機関の連携のもと作成するよう指導しています。

(2) 保・幼、小、中の円滑な移行と就学指導

幼稚園・保育所等から小学校へ、小学校から中学校への接続において、特別な支援を必要とする幼児児童については、連携をさらに深め、安心・安定を基盤とした円滑な移行を図る必要があり、在籍幼稚園・保育所・学校（以下、在籍園・校等）が主体となって、情報や支援をつなぐための移行支援会議を実施するよう周知を図ってきました。

そして、幼児児童生徒の教育的ニーズに基づいた就学支援として、将来の姿について見通しをもちながら、就学支援の流れを明確化し、幼児児童生徒にとって今どのような教育が必要なのかを本人、保護者、在籍園・校等とともに考え進めています。

①個別の指導計画・個別の教育支援計画の引継ぎ

移行支援会議により円滑な移行を図るためには、個別の指導計画や個別の教育支援計画の確実な引継ぎを行うことが大切であり、情報の引継ぎを丁寧に行うよう周知を図ってきました。

②就学に向けて

○就学先決定までの流れ

- ⇒各在籍園・校による専門巡回相談や就学相談の実施
- ⇒本人及び保護者との相談
- ⇒松江市特別支援教育就学審議会での審議
- ⇒本人及び保護者との就学先に関する相談
- ⇒就学先の決定

(3) サポートファイル「だんだん」

本市では、障がい等のある幼児児童生徒やその保護者が、様々な専門機関に相談する際に利用できるよう、これまでの相談記録や個別の指導計画等をファイリングするサポートファイル「だんだん」を平成13年度から作成しています。これは本人や保護者の意思で関係機関に情報提供することで、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援につなげていくことを願って作成したものです。

各種相談、乳幼児健康診査、心身障がい児地域小規模療育「なかよし教室」や特別支援幼児教室等で、希望する保護者に無料で配付しています。



(4) 成果と課題

市内の小学校長会において作成された情報連携シートにより、各小学校からの積極的な情報取得のための保幼小の連携推進が図られ、保幼から小への情報や支援を引き継ぐための移行支援会議や移行支援計画の作成が進みました。それにより、特別な支援が必要な幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率が向上しました。また、本市の取組としての小中一貫教育の推進により、学校間での情報交換が積極的に行われるようになりました。

しかし、中学校区の各学園間で、円滑な移行支援についての理解と取組に格差があり、全体的な推進がなされていない現状もあります。

また、保幼から小、小から中への移行が進みつつあるのに対し、中から高への移行、連携には課題が残りました。具体的には、特別支援学級に在籍する生徒の適正な進路選択、高等学校への引き継ぎ、高校入試における合理的配慮の対応の拡充、高校通級と中学校通級とのよりよいつながりができる体制整備等が挙げられます。

今後は、情報共有の質とステージの変わり目で切れ目をつくらない支援体制を充実させることが求められます。そのためにも個別の教育支援計画やサポートファイル「だんだん」の利活用を促進させ、紙上だけの連携とならないよう、理解啓発に努めていく必要があると考えます。

5 中学校卒業後の対応と青年期への円滑な移行

障がい等のある生徒たちの中学校卒業後の進路選択は、その後の社会自立に大きな影響を与えるものであることから、子どもたちの実態を十分に把握した上で、できるだけ早期から進路相談を進めながら適切な進路へつなげていくよう、キャリア教育の充実を図ってきました。

特に自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒の進路については、通常の教育課程、あるいは知的障がいの教育課程のどちらを選択するかは重要になります。さらには障がい特性による学習環境に必要な配慮について、進学先との連携が重要となってくるため、一人一人の生徒に応じた進路相談をより丁寧に行うように中学校へ働きかけてきました。

また、青年期について「エスコ」は、相談窓口の一つとして、関係機関と連携しながら支援を継続できるような体制づくりを進めてきました。

(1) 特別支援学級高等部への進路

特別支援学校の高等部受検に関わり、主に通常の学級に在籍している生徒が知的障がい特別支援学校高等部への進路を選択する場合において、松江市教育委員会として「エスコ」の意見書を作成し、島根県教育委員会へ提出しています。

令和4年度からは、島根県教育委員会の指導により、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒が知的障がい特別支援学校高等部への進路を選択する場合において、教育課程の選択により意見書作成の対応が必要となってきました。

(2) 中学校卒業後から青年期への支援体制

相談支援

①対象

高等学校等	16～18歳の高等学校（全日・定通）、高等部に在籍する者
成人	18歳以上（高卒年齢以上）の青年、成人（就労又は在宅）の者
その他	中卒後、高卒年齢まで（16～19歳）、就労又は在宅の者等

②主な原因や背景

- ・不登校、引きこもり、学力不振、反社会的行動、就労、働き続けることへの支援等が主な主訴です。

③対応

- ・「エスコ」で相談や検査の実施を行ったケースもあります。
- ・必要に応じて、学校や関係機関が招集するケース会議等に参加することもあります。

④対応の具体的内容

- ・心理検査の実施等、実態把握と障がい特性の説明をしたり、青少年支援センター等との連携により居場所の情報提供を行ったりしています。
- ・医療機関の紹介、サポートステーション「絆」（～R3）、東部発達障がい者支援センター「ウィッシュ」との連携による障がい者手帳の取得・雇用援助制度・福祉サービス事業所へつないでいます。

- ・関係機関へつないだ後の就労支援（本人の就労意欲の低さ、保護者の意識の問題）や生活支援（引きこもり、福祉サービスの利用の仕方等）に関する継続相談等を実施することもあります。
- ・本人への居場所の提供やカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング等、療育的関わりの提供及び生活を支えるキーパーソンの提案等を行っています。

（３）松江市立皆美が丘女子高等学校との連携

中学校入学時から相談を通して関わり続けていた学習障がいのある生徒について、学校教育課と連携し、入学試験の際に読み上げによる合理的配慮の提供を実施しました。

入学後もケース会議への参加、タブレット貸出しを行い、校内の支援体制との連携を図りました。

（４）成果と課題

市立高校入試において、松江市教育委員会として問題の読み上げの合理的配慮の提供を実施しました。また、中学校の在籍期間に相談があり、支援ニーズのあるケースについては、卒業後の生活についての相談窓口である福祉部局に丁寧につながるようにしました。

しかし、中学校から高等学校、特別支援学校高等部、その後の就労へのつなぎにはまだまだ課題が山積しており、「エスコ」を含めた組織や人的配置のあり方には改善が必要であると感じています。さらに学校現場サイドでは、特別支援学校高等部と中学校特別支援学級担当との積極的な連携体制の構築が必要であると考えます。また、喫緊の課題として、中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒への学力保障体制を校内で構築できるようにすることも求められます。

今後、早期からの切れ目のない支援体制のもと、子どもたち自身が自己理解を図るための支援体制を強化し、今ある社会の仕組みの中で、見通しの抱ける将来設計や支援の提示があるとよいと考えます。

また、市内で唯一の市立高校である皆美が丘女子高等学校生徒に対し、必要なニーズに応じた様々な支援機能を検討する必要があると考えます。

6 支援者の障がい理解促進と資質向上

発達障がいを含め障がい等のある幼児児童生徒に関わる全ての大人が障がいを理解し、子どもの自立と社会参加を支える、いわば応援団としての機能を向上させることが重要であると考えます。

そこでまずは、発達障がい等による支援の必要な幼児児童生徒の支援体制強化に向け、保育士や幼稚園教員、小中学校教員等を対象に、それぞれの特別支援教育に対する理解と専門性向上のために、研修の充実と研究実践の推進を図ることとしました。

併せて、広く保護者に対し、発達障がいについての理解を図るとともに、適切な関わり方について学ぶ機会を提供することなど、啓発や広報を進めていくこととしました。

以下、(1)～(3)に令和3年度の現状、(4)(5)にこれまでの研究実践や啓発の取組を記載します。

(1) テーマ研修

- ①授業づくり講座（年3回）
- ②学級づくり実践（年1回）
- ③体づくり実践（年1回）
- ④平仮名の読みのアセスメントと指導に関する実践（年1回）
- ⑤アセスメント研修（コロナ禍により休止）
- ⑥幼保特別支援教育コーディネーター説明会（年1回）・研修会（年1回）
- ⑦小・中特別支援教育コーディネーター説明会（コロナ禍のため資料配付）

(2) その他の研修

- ①公立幼保特別支援教育ミドルリーダー養成講座（年間10回連続講座）
幼児期の特別支援教育における指導者の養成（対象人数5人程度）
- ②子どもの発達と日々の保育向上研修
保育士や教職員等の基礎的な支援力向上のための講義や演習（年間1回）
- ③特別支援教育支援員研修（年間3回）
支援員の資質向上のための講義や協議
- ④特別支援学級介助員研修（年間3回）
介助員の資質向上のための講義や協議
- ⑤公立幼保特別支援教育指導員・介助員等研修（年間2回）
指導員・介助員等の資質向上のための講義や演習

(3) 特別支援教育推進のためのガイドライン等作成

- ①特別支援教育コーディネーター資料
- ②特別支援学級の教育課程資料

(4) 特別支援教育の推進に関する実践研究協力校

- ①体づくり実践研究協力校
 - ・H22年～H24年 中央幼・中央小
 - ・H25年～ 中央小

- ・ H26年～H27年 川津幼・川津小
玉湯幼・玉湯小
- ・ R2年～R3年 城北小・出雲郷小

②通常の学級における授業づくり・学級づくり実践研究協力校

- ・ H22年 母衣小
- ・ H24年～H25年 津田小 古志原小
- ・ H26年 第四中 湖南中
- ・ R1年 大庭小
- ・ R2年～R3年 第一中

③平仮名の読みのアセスメントと実践

- ・ H24年～H25年 雑賀小
- ・ H26年 雑賀小 鹿島東小 母衣小 竹矢小 宍道小
- ・ H27年 雑賀小 鹿島東小 母衣小 竹矢小 宍道小 美保関小
出雲郷小
- ・ H28年 雑賀小 鹿島東小 母衣小 竹矢小 宍道小 美保関小
出雲郷小 内中原小 法吉小 揖屋小 島根小
- ・ H29年～R3年 全小学校実施

(5) 支援者の障がい理解促進と資質向上

支援者の障がい理解の促進と資質の向上をめざし、教職員や保育士を対象とした特別支援教育に関する各種研修会を多数実施しました。

また、保護者に対しては3歳児健康診査において、「すくすく！子育てリーフレット」等を配付することで、早期の気づきへの一助とすることができました。さらに保護者を含む市民への啓発活動として、市報松江、新聞への記事の掲載を行いました。

その他として、児童クラブの指導員対象の講座や、県立大学保育学科学生に対しての毎年の授業の実施、PTA、小児科医、少年補導委員、民生児童委員等からの依頼による研修に取り組みました。

(6) 成果と課題

ここ十数年の色々な機会に「エスコ」の名前で特別支援教育の推進について発信してきたことで、松江市において「エスコ」の名称や存在が定着してきたと感じます。

また、近年のコロナ禍においても、オンラインやDVD作成など、工夫しながら可能な範囲で研修会を実施することができました。

さらに、子育て支援センター主管の乳幼児健康診査への協力体制により、早期からの保護者への啓発促進を行うことができたことは、「エスコ」開設の代表的な成果であると捉えています。

しかしながら、特別支援教育の推進にはまだまだ課題は多く、まず小中学校においては、「交流及び共同学習（障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性を養い豊かな人間性を育むと共に、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会）」についての理解促進と充実がより一層求められる時代にあります。そのためには、全ての教職員にユニバーサルデザインによる授業改善への意識改革が必要であると考えます。

具体的な取組として、まずは、専門性を高める計画的な人材育成が必要であり、島根県教育委員会と連携し、教職員を対象とした特別支援教育についての研修体系再整備を整えていく必要があると考えます。さらに、その核となる教職員から学校全体に広がるような取組ができるようリーダー養成、人材育成を引き続き行っていく必要があります。

今後、特別支援教育の理解・啓発から、多様性を認め合える共生社会（様々な人が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会）を見据えた総合的な支援教育としての理解・啓発へと軸足を変えていく方向にあると考えています。



「エスコ」では、こんな支援を行います。

エスコ相談

発達や行動面、学習面で気になることについて電話・来所の相談をうけます。青年期の相談にも対応します。

早期の気づき

乳幼児健診や保育所・幼稚園・学校から相談を受け、早期に子どもの「良さ」や「困り」に気づくことを大切にしています。

早期支援(療育)



幼児を対象に、個別や小グループで、発達の状況を踏まえた支援や社会性を高める療育「にここ教室」を行います。

専門巡回相談

相談員が保育所、幼稚園、学校に出かけ、子どもの見方や支援のあり方などについて相談に応じます。

言葉やコミュニケーションの発達が気になる…

乱暴な言葉づかいや関わりをしよう…

落ち着きがなく、座って話が聞かづらい…

学習のつまずきが気になる…



就学相談

相談員が保育所、幼稚園、学校に出かけ、特別支援学級や特別支援学校の就学も含めて相談に応じます。必要に応じて心理検査も実施します。

就学や進路に不安がある…

研修

保育所、幼稚園、学校の教職員や保護者、関係機関などに向けた支援力向上のための研修を実施します。

子育て支援

保護者を対象に、お子さんとの関わり方や楽しい子育ての仕方について、講義やワークを通して情報交換や勉強会「のべのべ講座」を行います。



エスコパンフレットより



エスコマスケット
「えすこちゃん」

第Ⅲ章

今後の方針と具体的施策



松江市総合計画



松江市教育大綱



本章では、今後の特別支援教育のさらなる推進と充実を図るために、上位計画である本市の総合計画や教育大綱等との整合性を踏まえ整理再編し、第Ⅰ章及び第Ⅱ章で述べた課題をもとに、今後の方針と具体的な施策を記載しています。

1 本市の上位計画との関連

本市では、総合計画の基本目標“ひとづくり”に関わり、「変化の激しい予測困難な社会であるからこそ、一人一人が夢の実現に向けて自ら考え行動する力をもつとともに、皆が多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合って未来を切り拓いていかなければならない」という考えにたち、教育理念を「DREAMS(ドリームズ) from(FROM)MATSUE(まつえ)～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～」とし、教育大綱を策定しています。その中で特別支援教育については、特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実をさらに進めることとしており、実現に向け、この度「松江市特別支援教育推進計画(2023～2025)」を策定し、「自立と社会参加につながる魅力ある特別支援教育の充実」をめざすべきテーマに掲げ取組を進めていきます。

各計画の関連性は以下のとおりです。

松江市総合計画 (令和4年度～令和11年度)

将来像	夢を実現できるまち 誇れるまち 松江
基本理念	松江のジダイ (時代・次代) をつくる
基本目標	ひとづくり ◇夢は叶うって思う ◇ここで育ってよかった ここで育ててよかった ◇松江市民のモットーは「寛容」



松江市教育大綱

(令和4年度～令和11年度)

- 基本理念
 DREAMS from MATSUE
 ～ふるさと松江から、
 夢を実現し未来を切り拓く～
- 基本方針 (一部抜粋)
 ◇一人一人の育ちと学びを支える体制づくり
 ○特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実
- ①教育・保健・福祉・医療等が連携した相談支援体制の充実
 - ②連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
 - ③インクルーシブ教育システムの構築に向けた体制整備
 - ④読み書きに困難さを抱える子どもの指導や支援の充実



松江市特別支援教育推進計画 (2023～2025)

めざすべき **自立と社会参加につながる**
 テーマ **魅力ある特別支援教育の充実**

松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度)

- 第3次松江市障がい者基本計画 (令和3年度～令和8年度)
- 第2期松江市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)

松江市子ども・子育て支援事業計画

- ◇質の高い就学前の保育・教育の提供
- ◇特別な支援が必要な子どもに対する支援体制の充実

幼稚園・保育所・認定こども園のあり方プロジェクト

図Ⅲ-1 本市の計画との関連図

以下、今後の特別支援教育の推進と充実を図るため、めざすべきものとしてテーマを設定し、課題を整理・集約した3つの方針に基づき、「エスコ」の具体的な取組を展開していくように考えました。

2 めざすテーマ

自立と社会参加につながる

魅力ある特別支援教育の充実

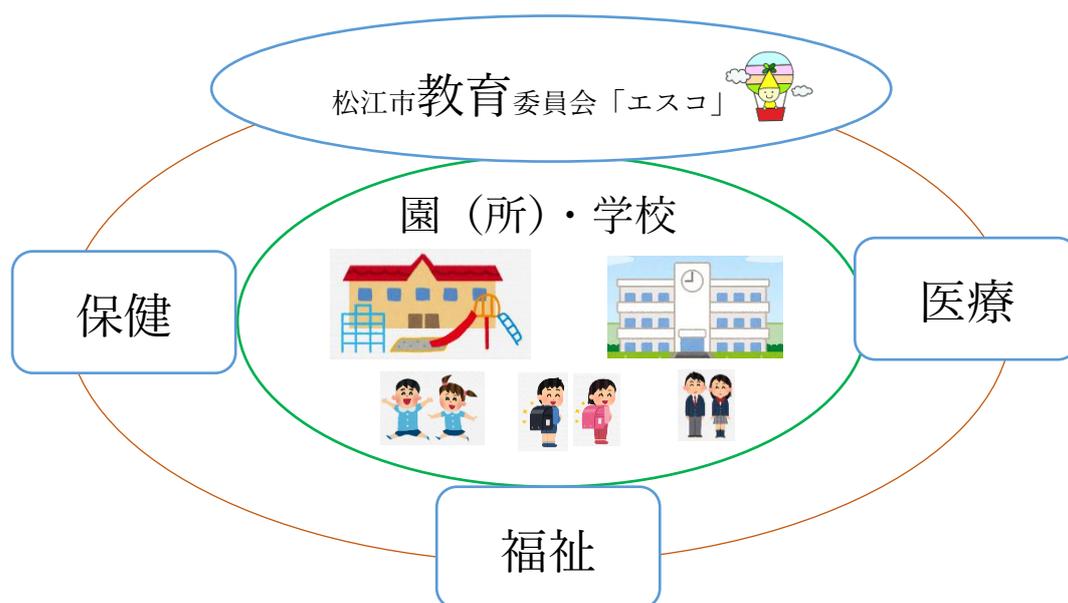
○テーマ設定の理由

子どもたちの将来の自立と社会参加につながる生きる力は、それぞれの“今”の暮らしにおいて、自分らしさをよりよく発揮し、毎日を意欲的に生き、充実感や達成感を積み重ねていく中で培われていくものであると考えます。

特に、子どもたちが日常一番多くの時間を過ごしている園（所）や学校は、多くの人との出会いの中で、いろいろな経験を通して成功と失敗をくり返しながら成長できる貴重な場所であり、子どもたち一人一人にとって魅力ある場所である必要があります。

私ども教育委員会が今後の施策に取り組む上では、子どもたちが、どのような時期に、どの学級に在籍し、どのような特別な支援を受けていようと、安心して自分らしさを発揮しながら、わかる喜びやできる楽しさを味わうことができる魅力ある特別支援教育を、学校や保育の現場と一体となって充実させることをめざしていきたいと考えます。

また、関係課（機関）とよりよく連携し、早期からの切れ目のない支援体制を、自立と社会参加につながるものとして高めていきたいと考えます。



3 6つの柱を3つの方針へ集約

今後の特別支援教育の推進と充実を図る取組へ展開していくために、これまでの6つの柱で分けていた取組を、内容の重なりや目的の視点から見直しを図り、整理した課題をもとに、3つの方針として集約することとしました。

(1) 課題の整理

まずは、第II章に示した6つの柱の課題を、子どもや保護者の視点から3つの課題(A～C)に整理しました。なお、各柱の課題の詳細については、P46・P47の体系図に示しています。

- ① 教育・保健・福祉・医療が連携した乳幼児期から一体的で一貫した支援体制の充実
- ② 早期の気づきと支援体制の充実
- ③ 保・幼・小・中・義務教育学校のそれぞれのステージにおける支援の充実
- ④ 個別の指導計画等の作成・活用と保幼小中の円滑な移行のための情報の共有化
- ⑤ 中学校卒業後の対応と青年期への円滑な移行
- ⑥ 支援者の障がいの理解促進と資質向上



【課題】(※○数字は6つの柱を示す)

A 相談背景の複雑化への対応 (①、②、④、⑤)

発達や就学に関する相談の他に、育てにくさや家庭支援に関する相談、放課後や長期休業中における支援の相談、医療との連携や福祉サービスの利用に関する相談、特別の教育課程や校内支援体制に関する相談、不登校やいじめに関連する相談、HSC (P19※4) やヤングケアラーに起因する相談など、相談背景が複雑に入り交じっているケースに対応する必要があります。

B 支援ニーズの多様化への対応 (再掲②、③)

様々な様相をみせる幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じることとして、集団の場と個別の場での支援ニーズ、所属での支援と特別な場での支援ニーズ、保護者の仕事と子育ての両立、子どもの行動に対する多様な受け止め、支援をつなぐことの賛否など、本人及び保護者の多様化する支援ニーズに寄り添いながら対応する必要があります。

C 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加への対応 (再掲③、⑥)

増加傾向にある自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍児童生徒の対応の他に、障がいの有無に関わらず通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒の増加、不登校(園)や人間関係の形成に課題を抱える幼児児童生徒の増加、コミュニケーションや集団参加を苦手とする幼児児童生徒の増加など、適切な子ども理解をもって対応する必要があります。

(2) 3つの方針

前述の3つの課題に対応していくため、今後の方針を次の3つに集約することとしました。

① 異なる専門性（教育、保健、福祉、医療）の高度な連携

課題 A の相談背景の複雑化に対応するためには、子ども自身の教育的ニーズだけでなく、保護者のニーズも受けとめながら適時に対応することが必要です。

そのためには、各関係機関の役割を明確にすることや異なる専門性の相互理解を深めると同時に、相互のコーディネート力の向上を図り、各機関が適切に情報共有し、迅速な支援につながる相談窓口として機能することが重要です。

長期的な展望として、中学校区エリアごとに専任の特別支援教育コーディネーターを配置したり、ICT を利活用した相談ネットワーク環境を整備したりすることをめざします。

② 選択可能な学びの場や支援体制の整備の充実

課題 B の支援ニーズの多様化に対応するためには、保護者の子育て観や教育観に寄り添いつつ、子ども自身の教育的ニーズにも可能な限り対応できる支援体制を整備することが必要です。

そのためには、各学校における特別支援学級や、中学校区を地域エリアとした通級指導教室等の施設・設備の充実とともに、柔軟な学びの場の選択を可能とする支援のための人的配置の検討や、個別最適な学びに対応する ICT 機器の利活用等の取組を進めることが求められます。

長期的な展望として、中学校区エリアを目安に、通級指導教室やバリアフリーの学校を拡充したり、支援ニーズに対し柔軟に対応可能な学校への人的配置の仕組みを構築したりすることをめざします。

③ まわりの大人の子どもの理解力の向上と共生社会意識の醸成

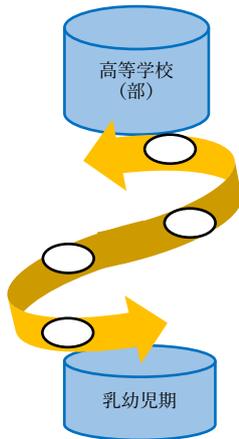
課題 C の特別な支援を必要とする児童生徒数の増加に対応するためには、まずは、子どもの様々な生きづらさを捉える力を高め、早期から適切な関わりと支援を行う必要があります。

そのためには、適時に相談対応を可能とする「エスコ」の巡回相談体制を充実させることや、子ども理解や指導力向上に関わる職種や立場に応じた研修及び教材を充実させることを通し、まわりの大人の共生社会の形成に向けた教育や保育への意識の醸成が求められます。

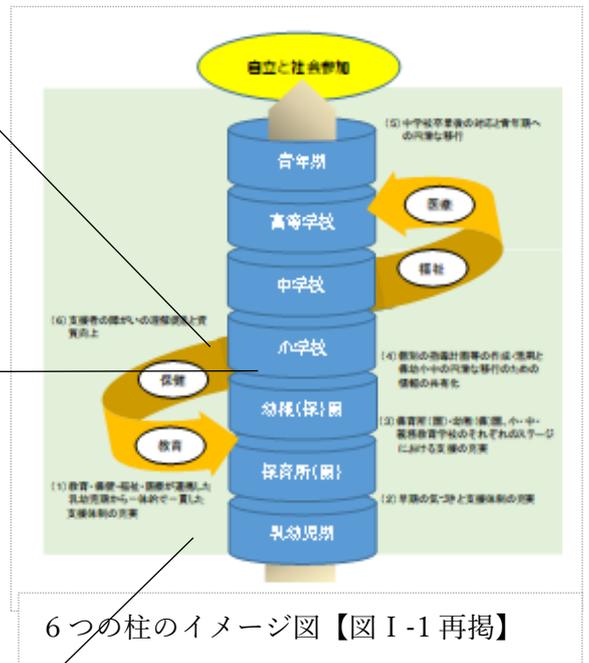
長期的な展望として、通常の学級と特別支援学級の意識の垣根をできるだけ無くした運用に向けた体制を整備したり、コミュニティスクールを中心とした地域一体型の支援体制を構築したりすることをめざします。

次のページは、P4 図 I-1（再掲）6つの柱のイメージ図から、3つの方針へ集約したイメージ図を示します。

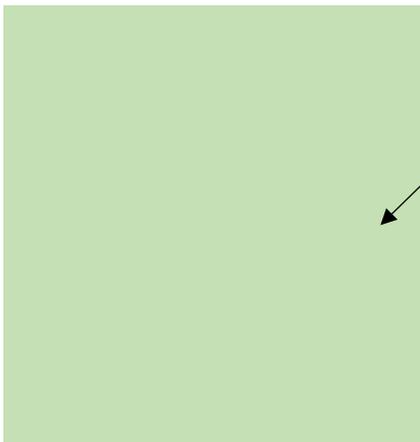
①異なる専門性（教育、保健、福祉、医療）の高度な連携



②選択可能な学びの場や支援体制の整備の充実



③まわりの大人の子どもの理解力の向上と共生社会意識の醸成



図Ⅲ-2 6つの柱から3つの方針へ集約したイメージ図

次のページには、6つの柱を3つの方針に集約した体系図を示します。

(3) 6つの柱から3つの方針への体系図

第Ⅰ章 「エスコ」の相談実績 と 特別な支援を必要とする児童生徒の現状 (P6~P8)	
エスコ職員の数に対する相談件数が飽和状態にある【課題AC・方針①③へ】 校園内で十分に検討されないまま、すぐに「エスコ」へ相談する【課題C・方針③】	
通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒数の増加と実態の多様化【課題BC・方針②③へ】 自閉症・情緒障がい特別支援学級児童生徒数の急増【課題B・方針②へ】	
第Ⅱ章 6つの柱で整理した取組の課題	
柱【集約先】	課題【課題・方針の集約先】
1 教育・保健・福祉・医療等が連携した、幼児期から一体的で一貫した支援体制の充実 (P13~P19) 【課題A・方針①へ】	保健 ・保健師との連携の充実【A・①】 ・幼児期における地域(中学校区)エリアでの相談支援体制の充実【B・②】
	福祉 ・学校と放課後のくらしを支える機関との連携強化【A・①】
	医療 ・学校の適切な医療連携についての理解促進【A・①】 ・医療的ケア児の受け入れ体制整備【A・①】
	教育 ・「かしこい体づくり」実践の継続・拡充【C・③】 ・不登校に関わる相談増加と相談背景の複雑化への組織的な対応【ABC・①②③】 ・全教職員の児童生徒理解に基づいたきめ細かな組織的対応【C・③】
2 早期の気づきと相談支援の充実 (P25~P26) 【課題AB・方針①②へ】	様々な相談のタイミングを生かし、子どもを適切な支援につなぐこと【AB・①②】 幼稚(保)園・保育所(園)の相談支援力を高めていくこと【B・②】 幼児の巡回療育や小学校療育等の支援ニーズへの対応【B・②】 発達支援の場の特徴を活かした支援調整をする仕組みづくり【A・①】 多様化する子どもの実態や保護者の支援ニーズへの対応【B・②】
3 保育所(園)、幼稚(保)園、小・中・義務教育学校のそれぞれのステージにおける支援の充実 (P33) 【課題BC・方針②③へ】	園所・小中学校の相談支援体制力を総合的に高めること【C・③】 自閉症・情緒障がい特別支援学級児童生徒のニーズに対応できる教育の実現【B・②】 通級による指導の拡充【B・②】 ICT環境の整備と校務のICT化【C・③】 多様で柔軟な学びの場の検討【B・②】 不登校(園)幼児児童生徒への多様な対応の検討【BC・②③】 地域の積極的な協力による支援体制の構築【BC・②③】 保護者の地域の学校への就学ニーズの高まり【B・②】
4 個別の指導計画等の作成・活用と保幼小中の円滑な移行のための情報の共有化 (P35) 【課題A・方針①へ】	中学校区による各学園間で円滑な移行支援についての理解と取組の格差【A・①】 情報共有の質と入学後の支援体制整備の充実【A・①】 ステージの変わり目で切れ目をつくらぬ支援体制を充実【A・①】 中から高への移行(※柱5にも関わること)【A・①】 ・特別支援学級に在籍する生徒の適正な進路選択【AC・①③】 ・高等学校への引き継ぎ。高校入試における合理的配慮の対応の拡充【A・①】 ・高校通級と中学校通級とのよりよいつながりができる体制整備等【A・①】
5 中学校卒業後の対応と青年期への円滑な移行 (P37) 【課題A・方針①へ】	労働関係機関との連携【A・①】 福祉関係機関や青少年支援センターへの丁寧なつなぎ【A・①】 特別支援学校高等部と中学校特別支援学級担当との積極的な連携体制の構築【A・①】 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍生徒への校内学力保障体制の構築【BC・②③】 生徒自身が自己理解を図るための支援体制を強化【A・①】 今ある社会の仕組みの中で、見通しの抱ける将来設計や支援の提示【A・①】 皆美が丘女子高等学校の様々な支援機能【A・①】
6 支援者の障がい理解促進と資質向上 (P39) 【課題C・方針③へ】	交流及び共同学習についての理解促進と充実【C・③】 専門性の向上に向けた計画的な人材育成【C・③】 ユニバーサルデザインによる授業づくりへの意識醸成【C・③】 研修体制の再整【C・③】 多様性を認め合える共生社会の形成に向けた総合支援【C・③】

※(P)は本文中の課題記載ページを示す。【・】は次ページの課題・方針の集約先を示す。

課題	方針	R5年度～R7年度	R8年度～R11年度
A 相談背景の複雑化への対応	① 異なる専門性（教育・保健・福祉・医療）の高度な連携	早期の気づきから相互につながる連携体制の強化	
		・庁内ワーキング会議の開催 【R5：年1回→R6：定期開催】	・庁内連携コーディネーター役の配置の検討 ・庁内組織の再編成の検討
		・乳幼児健診連携体制の強化 【毎年：検討委員会に参加】	・心理士等専門職の適正な配置の検討 ・就学前のよりよい相談体制の検討
		校（園）内支援委員会とつながる情報連携の強化	
		・だんだんファイルの有効活用検討 【R5：持参率調査→R7持参率80%】	・教育と福祉の合同研修体制の整備 ・ICTを活用した相談支援ネットワーク環境の整備
		・個別の教育支援計画の様式の見直し 【R7：5月1日現在の作成率100%】	・保幼と小の情報連携シートのあり方の検討 ・中学校区に専任特別支援教育コーディネーター配置
		・家庭・教育・医療連携シートの改善 【R7：幼児版完成】	・松江市における医療との持続可能な連携体制の検討 ・心に病を抱える児童生徒への支援体制の検討
		卒業後もつながる中・高の支援連携の強化	
		・特別支援学級卒業生の高等学校（部）での現状把握【R5:調査体制整備、R6:現状把握】 ・わかりやすい相談支援体制の検討	・通級による指導間の連携体制の構築 ・皆美が丘女子高等学校の相談支援体制の充実
		B 支援ニーズの多様化への対応	② 選択可能な学びの充実や
・通級指導教室設置校の拡充 【R7：2校増やす】	・通級指導教室設置校及び担当者のさらなる拡充 (将来的には8つの中学校区に通級指導教室開設をめざす)		
・幼児を対象とした地域エリアにおける相談支援体制整備方針を検討 【R7:子育て部関係課と一緒に検討】	・公立保育所における支援体制の充実 ・幼児教室を中心とした地域エリアにおける相談支援体制の充実		
特別支援学級の教育環境や体制整備の充実			
・3学年以上で5～6人在籍の特別支援学級に介助員を配置【R7：100%の配置率】 ・医療的ケア児の受け入れ体制整備の仕組みを構築【R5：受け入れ開始】 ・特別支援教育南北拠点校・園のバリアフリーの整備【長期】	・特別支援学校対象者が地域の特別支援学級を希望する場合、全てに介助員を配置する検討 ・「学びの場」の柔軟な仕組みづくりについて、就学支援の過程の見直しや小学校1年生の受け入れ体制整備を検討 ・地域エリアの拠点となる学校施設のバリアフリーを段階的に整備		
個別最適な支援の充実			
・市立学校教職員を対象とした読み書き支援相談拠点の構築 【R6：整備する】	・LD通級又はLD相談支援センター（仮称）を開設 ・学校への支援員等の効果的な配置のあり方を検討し、柔軟に対応可能な人的配置の仕組みを構築		
C 要支援の子どもの増加への対応	③ のまわりの大人も意識の醸成力	教職員及び保育士のキャリアステージに応じた特別支援教育の理解と支援力向上	
		・特別支援教育の研修計画及び研修方法の見直し【R7:研修計画の作成】 ・学校や園所に巡回相談のできるスタッフを増員【R7：2名増員】	・リーダー養成の仕組みづくりとともに、職種や立場に応じた研修の充実 ・園（所）、学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした相談支援体制の強化
		全ての児童生徒の学びを止めない支援体制拡充	
		・関係課と連携し、ICT活用を中心とした学習支援体制の構築	・集団参加しにくい児童生徒に対し、関係課と連携し、校内外の居場所や学び場等のリソースを新たに整備
		保護者や市民への「エスコ」の取組についての理解促進	
・市報等で再度「エスコ」の取組の理解啓発（参照：12年間で3回） ・年間10回の依頼研修を実施（参照：R4：7回）	・親の会との連携を強化し、相談支援共同体制を構築 ・小学生高学年以降の保護者を対象としたペアレント・トレーニングを拡充		

※【達成目標年度：達成指標（取組内容）】

※令和8年度には中間検証を行い、見直しを図ります。

以下、令和5年度から令和7年度の「エスコ」の具体的な施策と目標項目（達成年度または目標指標）と評価指標について記載します。なお、令和8年度には中間検証と見直しを図ることとしています。

4 具体的な施策（令和5年度～令和7年度）

上記の3つの方針について、最初の3年間で以下の取組を進めていきます。

（1）異なる専門性（教育・保健・福祉・医療）の高度な連携【連携強化（縦と横をつなぐ）】

①早期の気づきから相互につながる連携体制の強化

相談や支援の窓口や連携体制をわかりやすくしていきます。 【令和6年度】

- ・子どもを支えるために現在設置されている「エスコ」、「青少年相談室」「青少年支援センター」「こども家庭センター（R5年度）」等の役割や機能を明確にするるとともに、よりよい連携体制へと高めるための仕組みや組織のあり方について、庁内特別支援教育ワーキング協議会（仮称）を立ち上げて追究していきます。
- ・「エスコ」の取組について、PDCAサイクルで点検評価・検証できるように、データ資料を作成します。

5歳児健康診査からの相談支援データの取りまとめをします。 【令和7年度】

- ・アフターコロナにおけるよりよい3歳児健康診査及び5歳児健康診査とするために、エスコ職員の協力体制や内容についての改善、各健康診査と所属所（園）とを丁寧につなぐ相談体制の再整備を関係課と共に検討します。

②校・園（所）内支援委員会とつながる情報連携の強化

特別支援学級在籍児童生徒の「だんだんファイル」所持率を上げます。
【現在 55%→令和7年度 80%】

- ・「だんだんファイル」の有効な利活用について検討し、活用を図ることを通して、学校と放課後等デイサービスのよりよい連携体制を強化します。

特別支援学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」5月1日現在の作成率を上げます。
【現在 75%→令和7年度 100%】

- ・移行支援計画や個別の教育支援計画などの様式の見直しを図り、幼保・小、小・中の情報連携を強化します。

家庭・教育・医療連携シート幼児版試案を完成させます。 【令和7年度】

- ・家庭・教育・医療連携シートのよりよい活用と幼児版の作成をします。

③卒業後もつながる中・高の支援連携の強化

特別支援学級在籍生徒の進路の充実に向け、中・高の支援連携の強化を図ります。
【令和6年度】

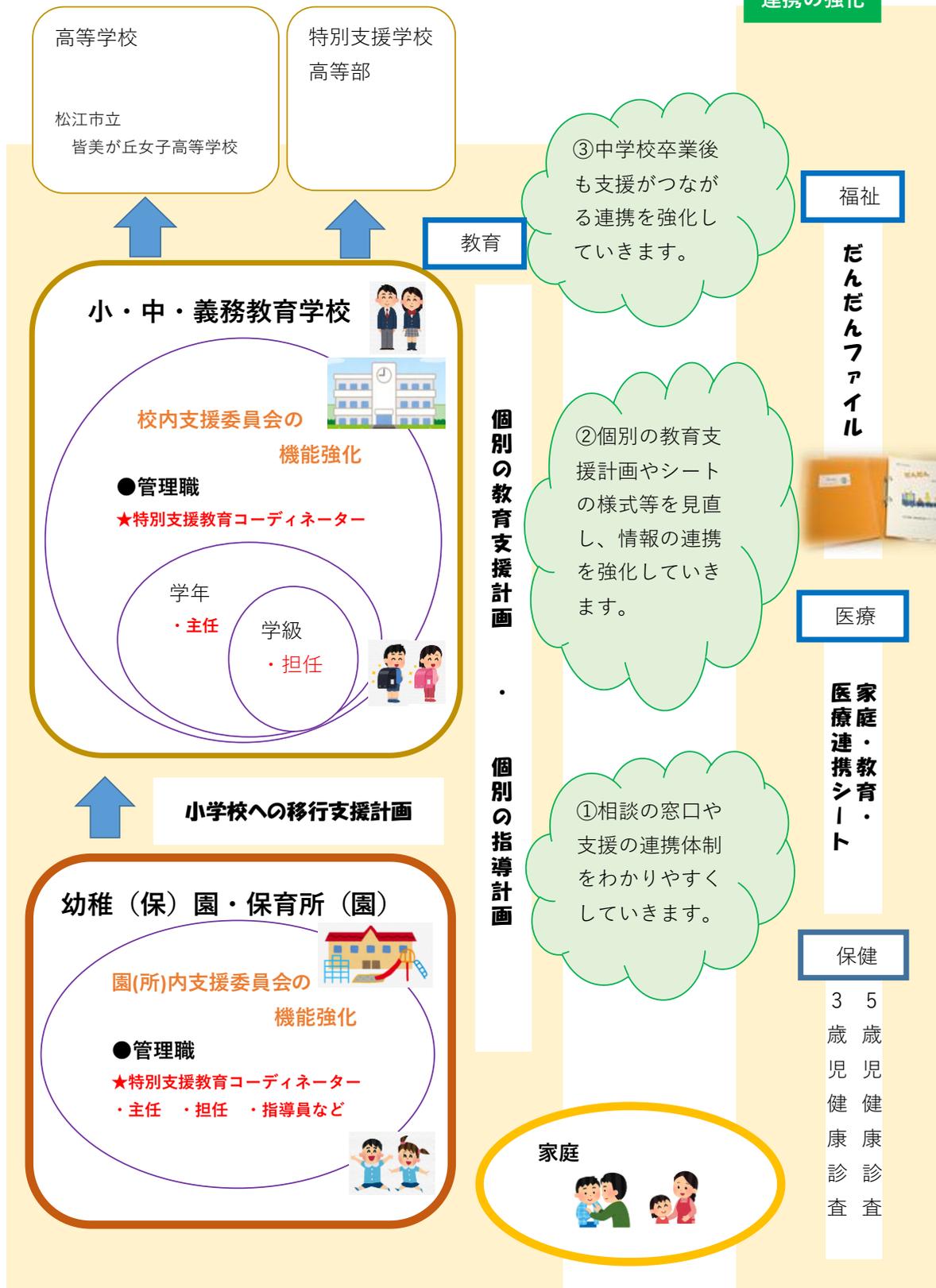
- ・島根県教育委員会等と連携し、中学校特別支援学級卒業後3年間の状況把握を把握するとともに、自立と社会参加へつながる中学校と高等学校（高等部）連携の強化を図ります。

自立と社会参加につながる魅力ある特別支援教育の充実

異なる専門性（教育・保健・福祉・医療）の高度な連携

具体的施策①～③

連携の強化



(2) 選択可能な学びの場や支援体制の整備の充実【支援拡充(子どもや保護者が支援を選ぶ)】

①中学校区を地域エリアとした相談や通級による指導の充実

通級指導教室設置校を拡充します。 【令和4年度9校→令和7年度11校】

- ・中学校区を地域エリアとし、幼小接続した通級による指導の充実をめざし、ニーズに応じた指導形態のあり方を検討するとともに、設置校の拡充を図ります。

幼児期の地域エリアにおける相談支援体制整備を検討します。 【令和7年度】

- ・特別支援幼児教室担当者や特別支援教育コーディネーター等を中心とした、地域エリアにおける幼児期の相談支援機能を高める体制づくりを関係課と共に進めます。

②特別支援学級の教育環境や体制整備の充実

3つの学年以上で6人、または4つの学年以上で5人在籍する特別支援学級に介助員を配置します。 【令和4年度対象未配置3クラス→令和7年度0クラス】

- ・通常の学級と特別支援学級、または特別支援学校と居住地の学校との交流及び共同学習が推進するように、施設設備の整備や介助員の配置を充実します。

医療的ケア児受け入れの体制整備の仕組みを構築します。【令和5年度受け入れ開始】

- ・特別支援教育就学審議会の判断を踏まえ、地域の学校への医療的ケア児受け入れに関する体制整備を進めます。
- ・特別支援教育南北拠点校・園(母衣幼・母衣小・第二中、中央幼・中央小・第三中)や地域エリアの拠点となる学校のバリアフリー化を段階的に整備・拡充します。【長期】

③個別最適な支援の充実

市立学校教職員を対象とした読み書き支援の相談拠点を整備します。【令和7年度】

- ・児童生徒の個別最適な学びに対応するため、読み書き支援の充実を図ります。
- ・ICT利活用による合理的配慮※6の提供の基礎となる環境整備※7の充実を図ります。
- ・支援員等の学校配置のサポーターの効果的な配置のあり方を研究するとともに、実状に応じた適正配置の充実を図ります。

※6 合理的配慮

- ・障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を個に対して行うこと。(均衡を失した又は過度の負担を課さないもの)

※7 基礎となる環境整備(基礎的環境整備)

- ・「合理的配慮」の基礎となるもの。法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備。

自立と社会参加につながる魅力ある特別支援教育の充実

選択可能な学びの場や支援体制の整備の充実

具体的施策①～③

支援拡充

小・中・義務教育学校



教育環境や体制整備の充実

①通級による
指導の充実

②特別支援学級の
教育環境や支援
体制の充実

③個別最適な
支援の充実

・幼小の接続した通級指導教室設置校を拡充します。

・交流及び共同学習が充実するように教育環境を整備します。

・ICTの利活用とともに、読み書きの支援や相談体制を充実します。

幼稚（保）園・保育所（園）



相談機能の充実

特別支援幼児教室

①中学校区を地域エリアとした幼児教育施設の相談支援機能を高める体制づくりに取り組みます。

(3) まわりの大人の子どもの理解力の向上と共生社会意識の醸成【意識転換(見方を変える)】

①全教職員及び保育士等のキャリアステージに応じた特別支援教育の理解と支援力向上

特別支援教育の研修計画の見直しを図ります。【令和7年度】

- ・特別支援教育に携わる職員の専門性やそれぞれの立場（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任及び通級指導教室担当、管理職等）に求められる資質を高めることができるように研修の充実を図ります。
- ・幼児教育・保育施設、学校の全ての職員が、基礎的な特別支援教育の知識を持てるように研修や啓発等の充実を図ります。
- ・小・中・義務教育学校において、特別支援学級担任だけでなく、多くの教職員の特別支援学級の教育課程に対する理解啓発を図ります。

巡回相談のできるスタッフの充実を図ります。【令和7年度2人増】

- ・可能な限り適時に相談に応える体制を充実するとともに、在籍所（園）や学校の支援力向上を図るため、「エスコ」等の専門巡回相談体制の充実を図ります。

②すべての児童生徒の学びを止めない支援体制の拡充

関係課と連携し、ICT利活用を中心とした学習支援体制の構築を図ります。

【令和7年度】

- ・教室への入りにくさや集団での学びにくさを抱える児童生徒に対する学びの保障について、ICT機器の利活用による仕組みづくりを関係課と共に進めます。
- ・本人の意思決定や保護者との合意形成を重要視した、校内外の居場所や学びの場等のリソースのあり方について、関係課と共に研究実践を進めます。

③保護者や市民への「エスコ」の取組についての理解促進

市報等で、エスコの取組の理解啓発を進めます。【12年間で3回→令和7年度】

- ・保護者向けの理解啓発のリーフレットの見直しを図ります。

年間10回の外部からの依頼研修を実施します。

【令和4年度7回→令和7年度10回】

- ・子どもに関わる教職員、指導員、保護者、地域の方等を対象とした研修を可能な限り実施します。

自立と社会参加につながる魅力ある特別支援教育の充実

具体的施策①～③

意識転換

まわりの大人の子どもの理解力の向上と共生社会意識の醸成

小・中・義務教育学校

理解と支援力向上



- 管理職
- ★特別支援教育コーディネーター
- 特別支援学級担任・通級指導教室担当
- すべての教職員

②関係課と連携し、教室へ入りにくさを抱える児童生徒の学びをとめない支援体制について、研究実践をすすめます。

①特別支援教育に携わるそれぞれの立場に求められる支援力向上のための研修を充実させます。
また、「エスコ」の巡回相談機能をさらに充実させます。

幼稚（保）園・保育所（園）

理解と支援力向上



- 管理職
- ★特別支援教育コーディネーター
- 特別支援幼児教室担当
- すべての保育士・教職員

③「エスコ」の取組を市民のみなさんに、積極的に伝える取組をとおして、特別支援教育の理解啓発を図ります。

保護者・市民



5 具体的な施策の評価指標

上記の具体的な施策の評価指標としては、児童生徒や保護者に対し、以下に示すアンケートを実施し、その満足度の肯定的な回答割合を上げることがをめざします。

また、交流及び共同学習については、数値目標達成だけでなく、その内容やあり方について、文部科学省の動向を見据えながら十分に検証していく必要があります。

(1) 中学校3年生特別支援学級在籍生徒の進路に対する満足度

・卒業前に対象生徒へアンケートを実施し、4月からの進路について、とても満足しているとの回答が90%以上をめざします。 参考指標【R3年度末78.6%：回答数42】

また、特別支援学級で学習してきたことについて、とてもよかった・まあまあよかったとの回答が95%以上をめざします。 参考指標【R3年度末90.5%：回答数42】

・高等学校（高等部）入学後、1学期終了時を目途に、選択した進路や特別支援学級で学んだことに対する満足度の把握に努めます。

(2) 学びの場を決定するまでの一連の相談過程に対する保護者の満足度

・学びの場を検討した保護者にアンケートを実施し、就学相談を含めた、学びの場を決定するまでの一連の過程に対する満足度の肯定的な回答が90%以上をめざします。

参考指標【R4年度から実施：85%見込み】

(3) 特別支援学級と通常の学級の児童生徒の交流及び共同学習計画授業時数

・年度当初の計画段階における交流及び共同学習の授業時数の割合が、さらに向上することをめざします。 参考指標【R3年度39%：特別支援学級在籍児童生徒数485人】

・交流及び共同学習について、小学校6年生特別支援在籍児童の保護者にアンケートを実施し、満足度の肯定的な回答が80%以上をめざします。 【R5年から新規実施】

参考資料

松江市の特別支援教育のあり方を考える会 委員名簿

任期：令和4年2月1日～令和5年1月31日

区分	氏名	所属	備考	
学識経験者	肥後 功一	島根大学副学長	会長	
医療機関関係者	石井 尚吾	いしいクリニック 理事長		
幼児教育等・学校関係者	保育所(園)	河井 克典	ふじのみ園長 副会長	
	幼稚(保)園	金山 由美子	松江市立しんじ幼保園長 幼児教室設置園	
	小学校	吉崎 朗 (R3年度) 三賀森 卓司 (R4年度)	松江市立川津小学校長 松江市立乃木小学校長	小学校長会代表
	中学校	山本 幸市 (R3年度) 青山 求 (R4年度)	松江市立東出雲中学校長 松江市立鹿島中学校長	中学校長会代表
	高等学校	中村 訓子	松江市立皆美が丘女子高等学校長	市立高等学校

おわりに

令和4年9月、国連の障がい者権利委員会は、わが国の特別支援教育が、障がいのある子どもを通常の教育から「分離」しているとして、日本政府に対し、現状の「分離」しているとされる特別支援教育の就学先決定の制度を中止するように勧告しました。これに対し、文部科学大臣は、9月13日の記者会見で「特別支援教育を中止することは考えていない。障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごす条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある学びの場の整備、これらを両輪として、今回の勧告の趣旨を踏まえ、引き続きインクルーシブ教育システムの推進に取り組んでいく」と述べています。

文化や歴史の違いもあり、国連と日本政府との「インクルーシブ教育」をめぐる認識や、国連の特別支援学校や特別支援学級を「分離教育」とする捉え方に見解の相違を感じるころではありますが、グローバル社会において今後の特別支援教育の推進を考えていく上では、世界の動向も視野にいれておくことは重要であると考えています。

「エスコ」が開設し12年が経過しようとしています。あらためて、切れ目のない支援を行っていくためには、教育委員会や学校だけではなく、こども子育て部（令和5年度～）や健康福祉部など、部局を超えた様々な関係機関が、出生前からの関わりを出発点として、どの子どもに対してもそれぞれの特性に応じた質の高い連携をしていくことが必要であると感じているところです。

先の読めない時代を生きる子どもたちの「自立と社会参加」をどのように考えるのか、それを支える学校教育や支援体制のあり方についてはどうあるべきか、今一度、エスコが果たすべき役割を再確認するとともに、現状の把握や社会の情勢をもとに、子どもたちにとって最適な特別支援教育を推進していく必要があると考えます。

今後、どのような時代になろうとも、松江らしさとも言える「一人一人の子どもの“今”に寄り添いながら、いつも新鮮で柔軟な試行錯誤の中で、障がいのある子どもや家族の立場になって支援を考え続ける姿勢」は、普遍であり続けていくことが大切です。

この計画が、共生社会の形成の基礎としての特別支援教育の推進の小さな一歩となり、ひいては本市のまちづくりやひとづくりを進めていく上で重要な意味をもつことにつながることを期待しています。

結びに、この「松江市特別支援教育推進計画（2023～2025）」の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた松江市の特別支援教育のあり方を考える会の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和5年3月

松江市教育委員会